

## 参 考 资 料 编



---

---

目 次

---

---

一 参考資料編一

1. 宇治田原町防災会議条例.....	1
2. 宇治田原町災害対策本部条例.....	4
3. 宇治田原町消防団条例.....	5
4. 宇治田原町消防団規則.....	9
5. 災害時応援協定の締結状況.....	13
6. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準.....	15
7. 災害弔慰金の支給等に関する条例.....	19
8. 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	22
9. 災害対策基本法.....	25
10. 消防法.....	28
11. 消防水利一覧.....	29
12. ため池一覧.....	30
13. 田原川浸水想定区域図.....	33
14. 浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設.....	34
15. 砂防指定地一覧.....	35
16. 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）.....	36
17. 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）.....	39
18. 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）.....	41
19. 土砂災害（特別）警戒区域位置図.....	42
20. 土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設.....	43
21. 土石流危険溪流、土石流危険溪流に準ずる溪流.....	44
22. 急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所.....	48
23. 地すべり防止区域及び危険箇所.....	51
24. 崩壊土砂流出危険地区.....	52
25. 山腹崩壊危険地区.....	53
26. 土石流発生履歴.....	55
27. 想定地震震度分布図.....	55
28. 避難場所及び避難所.....	61
29. 避難場所位置図.....	64
30. 避難所位置図.....	65
31. 町内の国・京都府・町指定（登録）文化財一覧.....	66
32. 施設等の構造等一覧.....	67
33. 危険物貯蔵施設一覧.....	69
34. 指定給水装置工事事業者一覧.....	71
35. 指定排水設備工事事業者一覧.....	74



## 1. 宇治田原町防災会議条例

昭和 39 年 3 月 25 日

条例第 26 号

改正 平成 9 年 7 月 7 日条例第 10 号

平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号

平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、宇治田原町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 宇治田原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて宇治田原町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 京都府知事の内部の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
  - (4) 教育長
  - (5) 消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (8) その他宇治田原町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (9) 委員の定数は、40 人以内とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 7 月 7 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治田原町防災会議条例第 3 条第 5 項第 8

号の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 宇治田原町防災会議委員名簿

- 会 長            宇治田原町長
  
- 京都府知事の内部の職員のうちから町長が委嘱する者
  - 京都府山城広域振興局長            京都府山城北土木事務所長
  - 京都府山城北保健所長            京都府山城教育局長
  
- 京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - 京都府田辺警察署 警備課長
  - 京都府田辺警察署 地域課長
  
- 町長がその内部の職員のうちから指名する者
  - 副町長    総務部長    健康福祉部長    建設事業部長    教育部長
  
- 教育長
  
- 消防団長
  
- 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - 西日本電信電話株式会社（京都支店） 設備部長
  - 関西電力株式会社（京都支社） 部長
  
- その他宇治田原町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - 宇治田原町議会議長
  - 宇治田原町議会総務産業常任委員長
  - 宇治田原町区長会長
  - 京田辺市消防署宇治田原分署長
  - 陸上自衛隊（第102施設器材隊長）

## 2. 宇治田原町災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 25 日

条例第 27 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日条例第 6 号

平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、宇治田原町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長が指名し、本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の班を置くことができる。

2 班に班長及び班員を置く。

3 班長は、災害対策本部員のうちから本部長が指名する。

4 班長は、本部長の命を受けて班の事務を掌理する。

5 班員は、班長の命を受けて班の事務を処理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。



### 3. 宇治田原町消防団条例

昭和 42 年 12 月 23 日

条例第 14 号

改正 昭和 44 年 4 月 1 日条例第 3 号

昭和 45 年 3 月 20 日条例第 4 号

昭和 46 年 3 月 22 日条例第 3 号

昭和 47 年 8 月 31 日条例第 16 号

昭和 49 年 4 月 1 日条例第 14 号

昭和 50 年 3 月 24 日条例第 6 号

昭和 52 年 3 月 18 日条例第 2 号

昭和 54 年 3 月 10 日条例第 3 号

昭和 60 年 10 月 9 日条例第 10 号

平成 2 年 3 月 31 日条例第 7 号

平成 2 年 12 月 26 日条例第 27 号

平成 9 年 3 月 31 日条例第 7 号

平成 12 年 3 月 31 日条例第 13 号

平成 13 年 4 月 1 日条例第 5 号

平成 18 年 10 月 1 日条例第 27 号

平成 27 年 4 月 1 日条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに法第 19 条第 2 項、第 23 条、第 24 条及び第 25 条に規定する非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条第 3 号の規定に基づき宇治田原町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、宇治田原町消防団とし、その区域は、町全域とする。

(定員)

第 3 条 団員の定数は、309 人とする。

(任用)

第 4 条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢 18 歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第 7 条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 6 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任

し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告し、停職し、又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第8条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第13条 団員には、次により報酬を支給する。

団長	年額	169,500円
副団長	年額	128,500円
分団長	年額	107,500円
副分団長	年額	87,500円
部長	年額	71,500円
班長	年額	39,000円
団員	年額	28,000円

(費用弁償)

第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には1回につき1000円の費用弁償を支給する。ただし、勤務の状況により必要な場合は、4,000円以内において適当な額を加算することができる。

2 団員が公務のため旅行した場合、団長及び副団長については宇治田原町特別職の職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第7号)による職員相当職、分団長、副分団長及び部長については宇治田原町職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第8号。以下「職員の旅費条例」という。)別表第1に定める管理職員相当職、その他の団員については職員の旅費条例別表第1に定める管理職員以外の職員相当職とみなし費用弁償として旅費を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、非常勤特別職の職員の例による。

(公務災害補償)

第15条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、条例で別に定める。

(退職報償金)

第16条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、条例で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第13条の規定については昭和42年4月1日から、第14条の規定は昭和42年12月1日から適用する。

附 則(昭和44年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月20日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月22日条例第3号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年8月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月18日条例第2号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月10日条例第3号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月9日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成2年3月31日条例第7号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第27号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第13号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従

前の例による。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 4. 宇治田原町消防団規則

昭和 32 年 12 月 16 日

規則第 11 号

改正 昭和 47 年 3 月 21 日規則第 7 号

昭和 49 年 4 月 1 日規則第 11 号

昭和 54 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 8 年 3 月 29 日規則第 4 号

平成 9 年 7 月 7 日規則第 10 号

平成 10 年 3 月 31 日規則第 3 号

平成 10 年 12 月 25 日規則第 16 号

平成 17 年 4 月 1 日規則第 10 号

平成 18 年 10 月 1 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 消防団に次のとおり役員を置く。

団長 1 人

副団長 2 人

分団長 2 人

副分団長 4 人

部長 10 人

副部長 10 人

(役員の仕事)

第 3 条 団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責に任ずる。

2 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い分団長が団長の職務を行う。

3 分団長は、各分団を統轄し、団長の命により団員の指揮監督に当たる。

4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は 2 年とし、部長及び副部長の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。

(分団の区域)

第 5 条 分団の区域は、次のとおりとする。

名 称	担 任 区 域
第 1 分団	第 1 部 大字南
	第 2 部 大字立川、大字荒木の一部及び大字岩山の一部
	第 3 部 大字湯屋谷及び大字岩山の一部
	第 4 部 大字奥山田
	第 5 部 銘城台
第 2 分団	第 1 部 大字郷之口、大字贅田及び大字南の一部
	第 2 部 大字荒木及び大字高尾
	第 3 部 大字岩山
	第 4 部 大字禅定寺及び大字岩山の一部
	第 5 部 緑苑坂

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後、次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平及び偏見を避け、何人をもおそれず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

宇治田原町消防団  
氏 名



(水火災その他の災害出場)

第7条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行キロメートルに従うとともに正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出動又は引揚げの場合に、消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校及び劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外の者は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

第9条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団は、水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。
- (4) 部は、相互に連絡協調しなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察職員又は検屍(し)員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いがある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに町長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表は、差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規つづり
- (12) 雑書つづり

(教養及び訓練)

第 15 条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 16 条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。

第 17 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第 18 条 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる部に対してこれを授与する。

第 19 条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他災害時における警戒防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力

(服制)

第 20 条 消防団の服制については、国家消防庁の定める準則による。

第 21 条 各部長は、各部ごとに消防の施設及び設備の整備並びに補修の場合にはあらかじめ団長を経て、町長に申し出なければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和 32 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行のときこれに抵触するものは、その効力を失う。

附 則(昭和 47 年 3 月 21 日規則第 7 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 4 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成9年7月7日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治田原町消防団規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年3月31日規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治田原町消防団規則第5条の規定は、平成10年8月25日から適用する。

附 則(平成17年4月1日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。



## 5. 災害時応援協定の締結状況

平成 27 年 9 月 1 日現在

	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	宇治田原町と田辺町（現・京田辺市）との間における消防事務委託に関する付属協定書	田辺町（現・京田辺市）	平成 4 年 3 月 31 日	行政
2	八幡、綴喜地区消防相互応援協定書	八幡市・田辺町（現・京田辺市）・井手町	昭和 58 年 4 月 1 日	行政
3	京都府広域消防相互応援協定書	京都市・福知山市・舞鶴市・綾部市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・笠置町・和束町・精華町・南山城村・京丹波町・伊根町・与謝野町・相楽中部消防組合・宮津与謝消防組合・京都中部広域消防組合・乙訓消防組合	平成 19 年 3 月 12 日	行政
4	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府・京都市・福知山市・舞鶴市・綾部市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・精華町・与謝野町	平成 19 年 4 月 1 日	行政
5	災害時等における医療救護活動についての協定書	京都府綴喜医師会	平成 8 年 12 月 6 日	
6	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)西友フーズ関西販売部	平成 13 年 1 月 9 日	
7	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)サンフレッシュ 宇治田原店	平成 13 年 4 月 10 日	
8	災害時における物資の供給に関する協定書	京都やましろ農業協同組合	平成 13 年 4 月 10 日	
9	災害発生時における応急工事等の協力に関する協定書	宇治田原町建設業協会	平成 18 年 10 月 1 日	
10	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ユタカファーマシー	平成 23 年 4 月 1 日	(旧)京都南部都市広域行政圏推進協議会分
11	災害時における物資の供給に関する協定書	イオンリテール(株)	平成 23 年 4 月 1 日	(旧)京都南部都市広域行政圏推進協議会分
12	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	京都中央葬祭業協同組合	平成 23 年 4 月 1 日	(旧)京都南部都市広域行政圏推進協議会分
13	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書	(社)全国霊柩自動車協会	平成 23 年 4 月 1 日	(旧)京都南部都市広域行政圏推進協議会分

14	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	(社) 京都府エルピーガス協会	平成 23 年 4 月 1 日	(旧) 京都南部都市広域行政圏推進協議会分
15	災害時における飲料の供給等協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト(株)	平成 23 年 4 月 1 日	(旧) 京都南部都市広域行政圏推進協議会分
16	災害時における飲料の供給等協力に関する協定書	樋口鉱泉(株)	平成 23 年 4 月 1 日	(旧) 京都南部都市広域行政圏推進協議会分
17	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	F レンタリース(株)	平成 23 年 4 月 1 日	(旧) 京都南部都市広域行政圏推進協議会分
18	災害時における物資の供給に関する協定書	コメリ災害対策センター	平成 24 年 7 月 1 日	
19	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会	平成 26 年 9 月 1 日	
20	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社 平和堂	平成 27 年 3 月 3 日	
21	池田町・宇治田原町災害時相互応援協定書	岐阜県池田町	平成 27 年 5 月 15 日	行政
22	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成 27 年 7 月 28 日	行政
23	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	京都やましろ農業協同組合	平成 27 年 11 月 2 日	
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 長楽会	平成 28 年 3 月 24 日	
25	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 宇治田原むく福祉会	平成 28 年 3 月 24 日	

## 6. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

(平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示 44 号) 平成 27 年 4 月 1 日から適用

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 避難所での生活に特別な配慮を必要とする高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	設置のため支出できる費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7 m <sup>2</sup> を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 給与期間最高 2 年以内 3 賃貸住宅の借上げを実施し、供与でき。
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住宅に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内 縁故地等へ避難する場合は上記期間内に3日分いないを現物により支給できる	被災者が直ちに食することができる現物による。
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
被服、寝具 その他の 生活必需品 の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内		1 現物給付に限ること 2 品目は、被服、寝具及び身の回りの品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料			
		2 下記金額の範囲内							
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
			冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600		
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500		
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額内		災害発生の日から14日以内		診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護の範囲内で行う			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内		分べんの介助、分べん前分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給の範囲内で行う			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000 円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1)生業費1件当たり3万円 (2)就業支度金1件当たり1万5,000円 2 貸与期間は2年以内、無利子とする。	災害発生の日から1ヶ月以内	「生業に必要な資金」とは、生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒等、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり、次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	教科書、文房具、通学用品の範囲内で現物支給で行う

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日 から10日以内	死体の応急的処理程度の ものを行う 棺、埋蔵又は火葬、骨つ ぼ及び骨箱の範囲で行う
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各 般の事情により、すでに死亡し ていると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から10日以内	船艇その他搜索のための 機械、器具等の借上費又 は購入費、修繕費及び燃 料費
死体の処理	災害の際死亡した者について、 死体に関する処理(埋葬を除 く。)	(洗 浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,400円以内  <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-right: 5px;"> 一時 保 存 </div> <div style="margin-left: 5px;"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円 以内 </div> </div> 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から 10日以内	1 死体の洗浄、縫合、 消毒等の処置、死体の一 時保存、検案の範囲内  2 検案は原則として救 護班において行う  3 死体の一時保存にド ライアイスの購入費等 が必要な場合は、当該 地域における通常の実 費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物 が運びこまれているため、生活 に支障をきたしている場合で、 自力では除去することができ ない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日 から 10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の避難</li> <li>・ 医療及び助産</li> <li>・ 被災者の救出</li> <li>・ 飲料水の供給</li> <li>・ 死体の搜索</li> <li>・ 死体の処理</li> <li>・ 救済用物資の整理配分</li> </ul>	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	1 災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定 する者  2 災害救助法施行令第4条第 5号から第10号までに規定す る者	日当 府の常勤職員で当該業務に従事した者に相 当するものの給与を考慮して定める 時間外勤務手当 上記に定める日当額を基礎として常勤職員 との均衡を考慮して算定 旅費 府職員に対する旅費の支給に関する条例に 定める額	救助の実施が 認められる期 間以内	

## 7. 災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和62年7月1日〕  
〔条例第15号〕

改正 平成3年12月25日条例第14号  
平成23年10月1日条例第14号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 住民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、住民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」



という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を、延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年条例第24号)は、廃止する。

附 則(平成3年12月25日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年10月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## 8. 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和62年7月1日〕  
規則第5号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和62年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した住民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、住民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった住民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第1号様式)を出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(別記第2号様式)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(別記第3号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(別記第5号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第6号様式)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(別記第7号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別記第8号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第9号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(別記第10号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及

び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記第 11 号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第 12 号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(別記第 13 号様式)を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類

- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第 14 号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第 15 号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届(別記第 16 号様式)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年規則第 10 号)は、廃止する。

## 9. 災害対策基本法

(昭和 36 年法律第 223 号) 最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画

に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

- 第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
  - 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
  - 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
  - 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
  - 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
  - 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
  - 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村長の警戒区域設定権等)

- 第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
  - 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた

部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

## 10. 消防法

(昭和 23 年法律第 186 号) 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。



## 11. 消防水利一覽

地区名	防火水槽						消火栓	その他水利	プール等	地区合計
	～19 t	20～39 t	40～59 t	60～99 t	100 t～	小計				
南	4	7	11			22	74			96
贄田			3			3	20			23
立川		4	5	2		11	59			70
御林山			4			4				4
湯屋谷	3	4	3	1		11	33	1	1	46
工業団地			13			13	44			57
奥山田		2	10	1	1	14	35			49
鷲峰林道			5			5				5
銘城台			6			6	41			47
高尾			1			1	4			5
大峰林道			9			9				9
郷之口	1	2	16		1	20	54	4	1	79
荒木	5	1	1			7	34	15		56
岩山	3	4	4		2	13	65		2	80
隠谷			4			4	17			21
禪定寺	1	3	8		2	14	24			38
緑苑坂			8			8	67			75
合計	17	27	111	4	6	165	571	20	4	760

(平成 28 年 1 月 1 日現在)

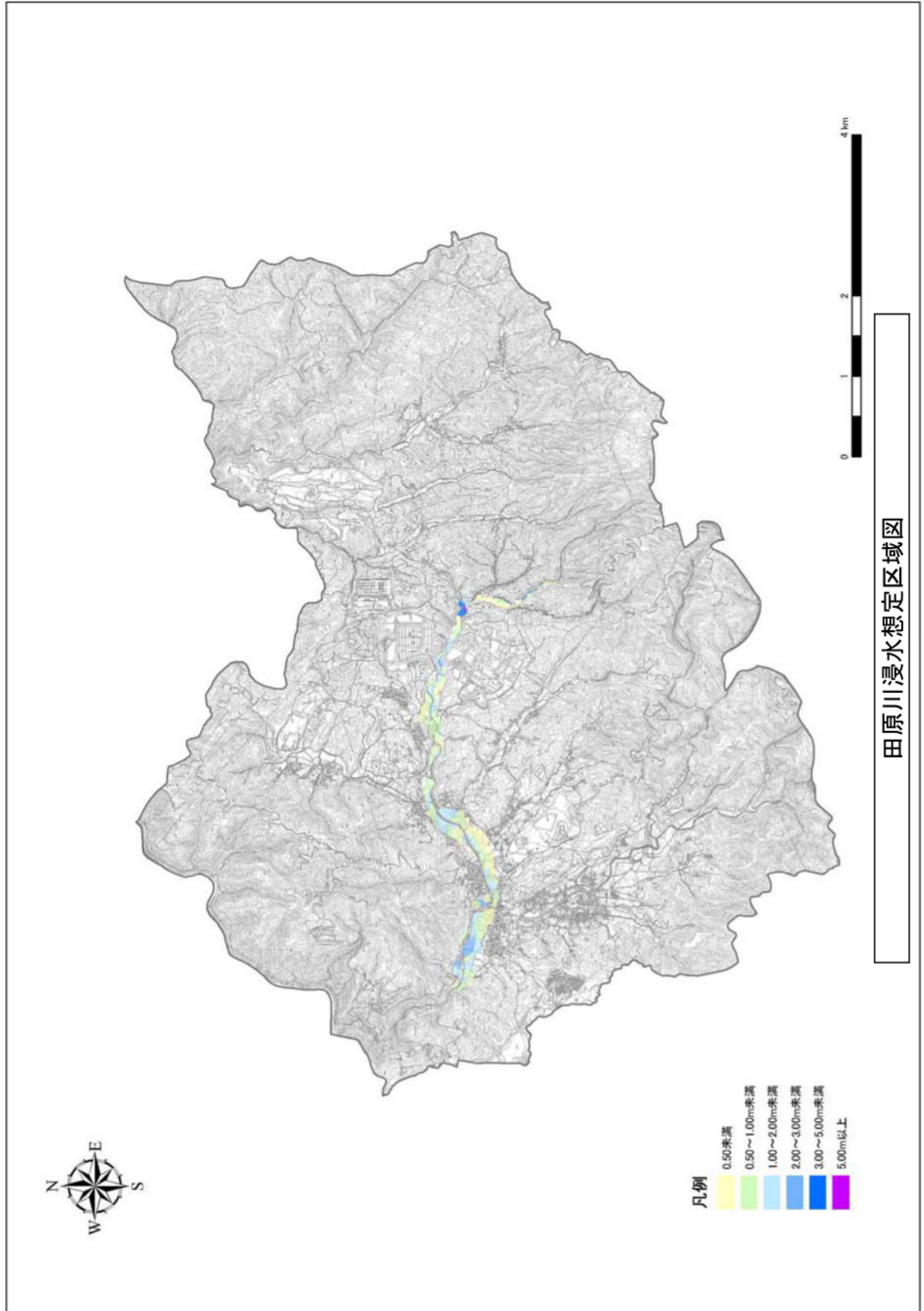
## 12. ため池一覧

名称	所在地	豪雨時判定	天端幅(m)	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m <sup>3</sup> )	流域面積(km <sup>2</sup> )	かんがい受益地(ha)	かんがい戸数(戸)	戸数(被害想定)(戸)2	洪水吐能力(m <sup>3</sup> /s)	設計洪水流量(m <sup>3</sup> /s)
長井野池	郷之口	Ⅲ	1.8	6.9	34.4	2,700	0.053	1.00	63	5	1.60	1.60
地蔵谷上池	南	Ⅲ	1.2	6.4	32.0	3,500	0.011	2.00	7	0	0.35	0.38
地蔵谷下池	南	Ⅲ	2.0	5.4	30.0	1,500	0.015	2.00	7	0	0.35	0.50
老中大池	南	Ⅲ	3.2	8.8	47.0	4,900	0.077	6.00	20	2	2.07	2.22
老中新池	南	Ⅲ	1.3	7.0	33.0	4,900	0.023	6.00	20	2	0.20	0.74
城田池	南	Ⅲ	1.3	6.7	25.0	500	0.005	0.50	2	1	2.80	0.18
吉ノ谷池	南	Ⅲ	2.3	6.2	37.0	3,400	0.013	0.50	2	1	1.54	0.44
本ノ谷池	南	Ⅲ	2.6	9.0	47.0	9,500	0.072	3.00	12	5	3.49	2.09
桑原池	南	Ⅱ	1.2	4.5	52.0	1,300	0.162	2.00	8	0	0.90	4.37
実養治池	南	Ⅲ	2.8	3.9	44.0	7,500	0.129	6.00	47	6	2.76	3.55
栗所池	南	Ⅲ	1.0	3.2	32.0	400	0.005	2.00	10	0	1.40	0.18
高座中池	南	Ⅲ	1.0	8.0	32.0	3,000	0.006	3.00	15	0	0.49	0.22
高座下池	南	Ⅲ	2.0	6.5	36.0	1,000	0.009	3.00	15	0	0.65	0.31
東谷新池	南	Ⅲ	5.5	11.2	50.0	32,000	0.387	11.00	45	1	31.02	9.60
東谷池	南	Ⅲ	4.4	10.2	35.0	19,000	0.229	11.00	45	0	12.60	5.97
西谷池	南	Ⅲ	3.0	5.7	31.0	8,000	0.211	11.00	45	0	3.21	5.55
弘法谷池	南	Ⅲ	1.0	2.0	15.0	700	0.028	1.00	1	1	1.91	0.88
宮ノ上上池	南	Ⅱ	1.2	4.4	23.0	700	0.011	1.00	3	0	0.78	0.38
宮ノ上中池	南	Ⅲ	0.7	2.7	20.0	500	0.014	1.00	3	1	0.98	0.47
宮ノ上下池	南	Ⅲ	0.9	3.0	17.0	400	0.017	1.00	3	1	0.37	0.56
平の谷池	南	Ⅲ	4.0	10.6	55.0	17,000	0.799	20.00	80	0	34.15	18.48
滝ノ上池	南	Ⅲ	4.9	15.8	83.0	40,000	0.482	20.00	80	0	2.01	11.72
袋谷上池	立川	Ⅲ	3.3	3.3	39.0	2,000	0.183	8.00	37	0	2.46	4.88

名称	所在地	豪雨時判定	天端幅(m)	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m3)	流域面積(km2)	かんがい受益地(ha)	かんがい戸数(戸)	戸数(被害想定)(戸)2	洪水吐能力(m3/s)	設計洪水流量(m3/s)
袋谷下池	立川	Ⅲ	3.8	4.6	59.0	6,000	0.202	8.00	37	3	1.06	5.33
源ヶ谷池	立川	Ⅲ	2.6	9.0	25.0	1,500	0.009	0.50	2	2	4.15	0.30
神上上池	立川	Ⅲ	2.0	2.5	25.0	600	0.053	1.00	2	1	0.42	1.58
神上下池	立川	I	5.5	3.0	15.0	250	0.056	1.00	2	0		
外ヶ谷池	立川	Ⅲ	2.0	4.4	26.0	1,500	0.073	6.00	20	1	0.28	2.12
谷ノ奥池	立川	Ⅲ	3.0	4.0	23.0	750	0.060	6.00	20	3	1.84	1.77
法泉寺1号池	岩山	Ⅱ	1.9	4.8	29.0	1,000	0.035	1.00	5	5	1.10	1.10
法泉寺2号池	岩山	Ⅲ	2.2	5.5	26.5	970	0.036	1.00	5	1	14.62	1.11
法泉寺3号池	岩山	I	1.1	6.0	15.0	300	0.032	1.00	5	1	0.52	1.00
法泉寺上池	岩山	Ⅱ	1.1	4.0	25.5	280	0.044	1.00	2	6	2.20	1.34
法泉寺下池	岩山	Ⅲ	1.0	3.0	27.0	630	0.048	1.00	2	6	3.87	1.45
後庵池	岩山	Ⅲ	0.8	2.4	31.0	310	0.010	1.00	1	4	0.39	0.34
山王谷池	岩山	Ⅲ	0.8	1.8	18.0	200	0.041	1.00	10	1	1.82	1.25
岨田上池	岩山	—										
岨田中池	岩山	Ⅲ	0.9	2.2	9.0	50	0.004	0.50	0	0	0.07	0.14
岨田下池	岩山	Ⅲ	0.6	1.8	13.0	80	0.004	0.50	0	0	1.19	0.15
藤兵工谷池	岩山	Ⅲ	1.2	1.5	11.0	150	0.005	0.50	0	0	0.04	0.19
筒井谷大池	岩山	Ⅲ	2.0	4.4	44.0	1,950	0.011	1.00	3	5	0.50	0.50
筒井谷上池	岩山	Ⅲ	3.0	5.3	27.0	1,200	0.017	1.00	3	0	0.60	0.60
筒井谷下池	岩山	Ⅲ	2.2	2.8	25.0	550	0.015	1.00	3	0	0.49	0.50
隠谷上池	岩山	Ⅱ	1.8	4.9	27.0	1,200	0.016	1.00	5	5	0.60	0.60
隠谷下池	岩山	Ⅲ	1.8	5.0	20.0	1,000	0.013	0.50	2	0	0.25	0.43
隠谷東池	岩山	Ⅲ	1.0	5.5	18.0	1,800	0.005	0.50	2	0	0.50	0.44
隠谷東池	岩山	Ⅲ	6.0	5.5	18.0	1,800	0.016	1.00	5	2	0.60	0.60

名称	所在地	豪雨時判定	天端幅(m)	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m <sup>3</sup> )	流域面積(km <sup>2</sup> )	かんがい受益地(ha)	かんがい戸数(戸)	戸数(被害想定)(戸) <sup>2</sup>	洪水吐能力(m <sup>3</sup> /s)	設計洪水流量(m <sup>3</sup> /s)
長山池	岩山	Ⅲ	2.8	3.5	25.0	620	0.005	0.50	2	1	0.12	0.18
大谷池	岩山	Ⅲ	2.3	4.8	30.0	620	0.017	2.00	10	0	0.65	0.56
勝谷池	禪定寺	Ⅲ	3.6	3.5	15.0	500	0.040	1.00	9	10	0.49	1.22
大杉1号池	奥山田	Ⅲ	3.0	4.5	35.0	3,100	0.033	3.00	14	0	2.46	1.03
大杉3号池	奥山田	Ⅲ	2.1	3.7	20.0	530	0.017	1.00	1	0	0.07	0.56
大杉4号池	奥山田	Ⅲ	1.0	3.5	20.0	500	0.013	0.50	2	0	0.69	0.44
釜ヶ谷池	奥山田	—		2.6	17.0	300	0.020	0.40	3	1	0.12	—
政所池	奥山田	Ⅲ	1.2	2.0	10.0	100	0.004	0.50	2	0	0.09	0.24
田和池	奥山田	I	2.4	4.2	27.0	1,000	0.107	1.00	3	3	0.14	3.10
平野池	奥山田	I	3.6	1.9	12.0	59	0.016	1.00	2	5	0.56	0.53
西浦池	奥山田	—		6.0	16.0	700	0.030	0.20	2	2	—	—
熊谷池	奥山田	Ⅲ	1.4	5.6	21.0	1,000	0.007	0.50	2	0	2.00	0.24
伏部池		I	2.0	6.2	18.0	1,100	0.101	1.00	3	0	2.90	2.90

13. 田原川浸水想定区域図



14. 浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設名称	所在地	電話番号	伝達方法	対象河川
障害福祉サービスセンター 「うじたわら」	宇治田原町贅田 船戸 38 番地の 1	0774-88-6969	電話等	田原川

15. 砂防指定地一覧

No	幹川名	支 溪 名		所 在 地	指定年月日	摘 要
1	田原川			郷ノ口	S12. 7. 13	線及び面指定
2	〃			高尾	T5. 4. 17	面指定
3	〃			郷ノ口	S44. 1. 16	〃
4	〃	宇治谷川		郷ノ口	S12. 7. 13	線指定
5	〃	〃	西ノ山川	郷ノ口	S12. 7. 13	〃
6	〃	苜ヶ谷川		郷ノ口	S12. 7. 13	〃
7	〃	天皇川		荒木	S31. 10. 6	左右各岸 30m及び線指定
8	〃	天皇川		荒木	H17. 9. 5	
9	〃	犬打川		南 吉浦	S29. 3. 29	〃
10	〃	〃		南 犬打	S33. 11. 11	〃
11	〃	〃	符作川	南 上小野谷	S31. 11. 20	〃
12	〃	〃	実養治川	南 実養治谷	S59. 1. 19	標柱指定
13	〃	〃	滝ノ口川	南 平の谷	S31. 11. 20	左右各岸 20m及び線指定
14	〃	〃	平野谷川	南 平の谷	S31. 11. 20	〃
15	〃	〃	地福谷川	南 地福谷	S41. 9. 9	左右各岸 30m
16	〃	糠塚川		立川 通峰	S31. 10. 6	左岸 30m 右岸 20m 線指定
17	〃	大導寺川		立川 白谷	S31. 10. 6	左岸 20m 右岸 30m 線指定
18	〃	禅定寺川	谷山川	岩山 谷出	S23. 6. 30	線及び面指定
19	〃	〃	瀬間谷川	禅定寺	S12. 7. 13	線指定
20	〃	〃	瀬羅谷川	禅定寺 瀬羅谷	S12. 7. 13	〃
21	〃	〃	城山川	禅定寺 西湯屋谷	S29. 3. 29	左右各岸 30m及び線指定
22	〃	〃	湯屋谷川	禅定寺 西湯屋谷	S32. 3. 23	線及び面指定
23	〃	石詰川	塩谷川	湯屋谷 空広	S31. 11. 20	〃
24	〃	〃	〃	西塩谷川 湯屋谷 西塩谷	S31. 11. 20	左右各岸 20m及び線指定
25	〃	西ノ谷川		湯屋谷 関ヶ谷	S31. 11. 20	線及び面指定
26	〃	中ノ谷川		湯屋谷 大瀧	S12. 7. 13	線指定
27	〃	中ノ谷川		湯屋谷	H25. 8. 6	
28	〃	奥山田川		奥山田 川尻	S39. 12. 17	左岸 15m 右岸 20m 線指定
29	〃	〃		奥山田 川上	S31. 11. 20	左右各岸 30m及び線指定
30	〃	〃	木元川	奥山田 白壁	S55. 4. 24	面指定
31	〃	〃	灰屋谷川	奥山田 直谷	S31. 11. 20	線指定
32	〃	〃	木元川	奥山田 町田	S60. 3. 25	〃
33	大石川	〃	里川	水口谷川 奥山田 栢垣内	S63. 12. 15	〃

16. 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
1	し019	長道1	宇治田原町長通	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
2	し020	西塩谷川	宇治田原町西塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
3	し021	塩谷川	宇治田原町空広	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
4	し022	空広	宇治田原町空広	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
5	し023	南石詰1	宇治田原町南石詰	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
6	し024	北石詰1	宇治田原町北石詰	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
7	し025	南石詰2	宇治田原町南石詰	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
8	し026	釜ヶ谷1	宇治田原町釜ヶ谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
9	し027	南石詰3	宇治田原町南石詰	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
10	し028	上西谷	宇治田原町上西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
11	し029	蛭ヶ谷1	宇治田原町蛭ヶ谷	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
12	し030	蛭ヶ谷2	宇治田原町蛭ヶ谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
13	し031	中ノ谷川	宇治田原町中谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
14	し509	西ノ谷川	宇治田原町上西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
15	新し1008	下西谷1	宇治田原町下西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
16	新し2011	下西谷2	宇治田原町下西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
17	新し2012	西塩谷1	宇治田原町西塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
18	新し2013	西塩谷2	宇治田原町西塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
19	新し2014	西塩谷3	宇治田原町西塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
20	新し2015	東塩谷1	宇治田原町東塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
21	新し2016	東塩谷2	宇治田原町東塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
22	新し2017	南石詰4	宇治田原町南石詰	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
23	新し2018	北石詰2	宇治田原町北石詰	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
24	新し2019	釜ヶ谷2	宇治田原町釜ヶ谷	平成20年6月20日	府告第293号	—	—
25	し008	奥田1	宇治田原町立川奥田	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
26	し009	段橋1	宇治田原町立川段橋	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
27	し010	段橋2	宇治田原町立川段橋	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
28	し011	橋之本1	宇治田原町立川橋之本	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
29	し012	橋之本2	宇治田原町立川橋之本	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
30	し013	谷の奥1	宇治田原町立川谷の奥	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
31	し504	外ヶ谷1	宇治田原町立川外ヶ谷	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
32	新し1004	通峰1	宇治田原町立川通峰	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
33	新し1005	神上1	宇治田原町立川神上	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
34	新し2004	柏毛	宇治田原町立川柏毛	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
35	新し2005	通峰2	宇治田原町立川通峰	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
36	新し2010	間谷	宇治田原町立川間谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
37	新し3009	大下1	宇治田原町立川大下	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
38	新し3010	大下2	宇治田原町立川大下	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
39	新し3018	白谷	宇治田原町立川白谷	平成21年1月9日	府告第7号	—	—
40	新し3019	谷の奥2	宇治田原町立川谷の奥	平成21年1月9日	府告第7号	—	—



番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
41	新し 3020	谷の奥3	宇治田原町立川谷の奥	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	—	—
42	新し 3021	大導寺川	宇治田原町立川白谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
43	新し 3022	糠塚川	宇治田原町立川糠塚谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
44	し 015	山下1	宇治田原町岩山山下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	—	—
45	し 016	谷山川	宇治田原町岩山谷山口	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	—	—
46	新し 1006	西出	宇治田原町岩山西出	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	—	—
47	新し 0028	山下2	宇治田原町岩山山下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	—	—
48	新し 3008	大谷	宇治田原町岩山大谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
49	新し 1006-2	城尾1	宇治田原町岩山城尾	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
50	し 017	瀬羅谷川	宇治田原町禪定寺瀬羅谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
51	し 018	城山 1	宇治田原町禪定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
52	し 506	瀬間谷川	宇治田原町禪定寺瀬間谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
53	し 507	瀬間谷 1	宇治田原町禪定寺瀬間谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
54	し 508	湯屋谷川	宇治田原町禪定寺湯屋谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
55	新し 1010	城山川	宇治田原町禪定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
56	新し 2006	城山2	宇治田原町禪定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
57	新し 2007	粽谷 1	宇治田原町禪定寺粽谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
58	新し 3001	粽谷 2	宇治田原町禪定寺粽谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
59	新し 3002	砂川	宇治田原町禪定寺砂川	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
60	新し 3004	時雨谷 1	宇治田原町禪定寺時雨谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
61	新し 3005	時雨谷 2	宇治田原町禪定寺時雨谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
62	LO04	上山 1	宇治田原町荒木上山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
63	LO04-2	上山 2	宇治田原町荒木上山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
64	LO05	天皇川	宇治田原町荒木天皇	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
65	し 033	里川支流	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
66	し 034	水口谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
67	し 035-1	栢村川 1	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
68	し 037	岳谷川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
69	し 038	深谷川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
70	し 039	奥畑川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
71	し 042	花スガ谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
72	し 043-1	大杉谷 1	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
73	し 044	田和出川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
74	し 045	皿作川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
75	し 046	奥山田川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
76	し 510	田和谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
77	し 511	北工谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
78	新し 2025	宮垣内 1	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
79	新し 2028	宮垣内 2	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
80	新し 2029	宮垣内 3	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
81	新し 2031	安場	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
82	新し 2032	桂谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
83	し 035-2	栢村川 2	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
84	し 043-2	大杉谷 2	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
85	新し 1002	南 1	宇治田原町南城田	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
86	新し 1003	南 2	宇治田原町南亥子	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
87	新し 2033	南 4	宇治田原町南上ノ山	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
88	新し 3014	南 5	宇治田原町南谷山	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
89	し 001	郷之口 1	宇治田原町郷之口向井	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
90	し 002	郷之口 2	宇治田原町郷之口豊前丈	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
91	し 501	郷之口 3	宇治田原町郷之口豊前丈	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
92	新し 1001	郷之口 4	宇治田原町郷之口豊前丈	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
93	新し 2002	郷之口 5	宇治田原町郷之口南堂山	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
94	新し 2003	贄田 1	宇治田原町贄田小谷	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
	小計	94 箇所					

17. 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
1	ㄥ1004	長道A	宇治田原町長通	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
2	ㄥ1005	西谷Ⅱ	宇治田原町下西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
3	ㄥ1006	西谷	宇治田原町上西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
4	ㄥ1007	中谷	宇治田原町中谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
5	ㄥ1008	塩谷・石詰	宇治田原町東塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
6	ㄥ1010	尾華	宇治田原町尾華	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
7	ㄥ1011	石詰	宇治田原町北石詰	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
8	ㄥ2008	道傍	宇治田原町道傍	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
9	ㄥ2009	下西谷A	宇治田原町下西谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
10	ㄥ2010	蛭ヶ谷A	宇治田原町蛭ヶ谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
11	ㄥ2011	塩谷A	宇治田原町西塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
12	ㄥ2012	塩谷B	宇治田原町東塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
13	ㄥ2014	塩谷C	宇治田原町西塩谷	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
14	ㄥ2015	塩谷D	宇治田原町尾華	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
15	ㄥ3003	添り	宇治田原町添り	平成20年6月20日	府告第293号	平成20年6月20日	府告第294号
16	ㄥ1002	谷A	宇治田原町立川谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
17	ㄥ1003	段橋A	宇治田原町立川段橋	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
18	ㄥ1029	平岡	宇治田原町立川平岡	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
19	新ㄥ1002-2	大下A	宇治田原町立川大下	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
20	ㄥ1040	高橋	宇治田原町立川高橋	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
21	ㄥ2004	谷B	宇治田原町立川谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
22	ㄥ2005	谷C	宇治田原町立川谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
23	ㄥ2006	神上A	宇治田原町立川神上	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
24	ㄥ2007	外ヶ谷A	宇治田原町立川外ヶ谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
25	ㄥ2036	奥谷A	宇治田原町立川奥田	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
26	ㄥ2037	小導寺	宇治田原町立川小導寺	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
27	ㄥ1024	城尾A	宇治田原町岩山城尾	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
28	ㄥ1026	井口	宇治田原町岩山井口	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
29	ㄥ2031	中出	宇治田原町岩山中出	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
30	ㄥ2032	谷山口	宇治田原町岩山谷山口	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
31	ㄥ2043	城尾B	宇治田原町岩山城尾	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
32	ㄥ2046	憎都谷	宇治田原町岩山憎都谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
33	ㄥ1026-2	墓尾	宇治田原町岩山墓尾	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
34	ㄥ1026-3	長山	宇治田原町岩山長山	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
35	ㄥ1026-4	奥浄戸	宇治田原町岩山奥浄戸	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
36	ㄥ1026-5	隠谷	宇治田原町岩山隠谷	平成21年1月9日	府告第7号	平成21年1月9日	府告第8号
37	ㄥ1001	庄地	宇治田原町禪定寺庄地	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
38	ㄥ1028	瀬間谷A	宇治田原町禪定寺瀬間谷	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
39	ㄥ1028-2	松尾	宇治田原町禪定寺松尾	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
40	ㄥ2001	西湯屋谷	宇治田原町禪定寺西湯屋谷	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号

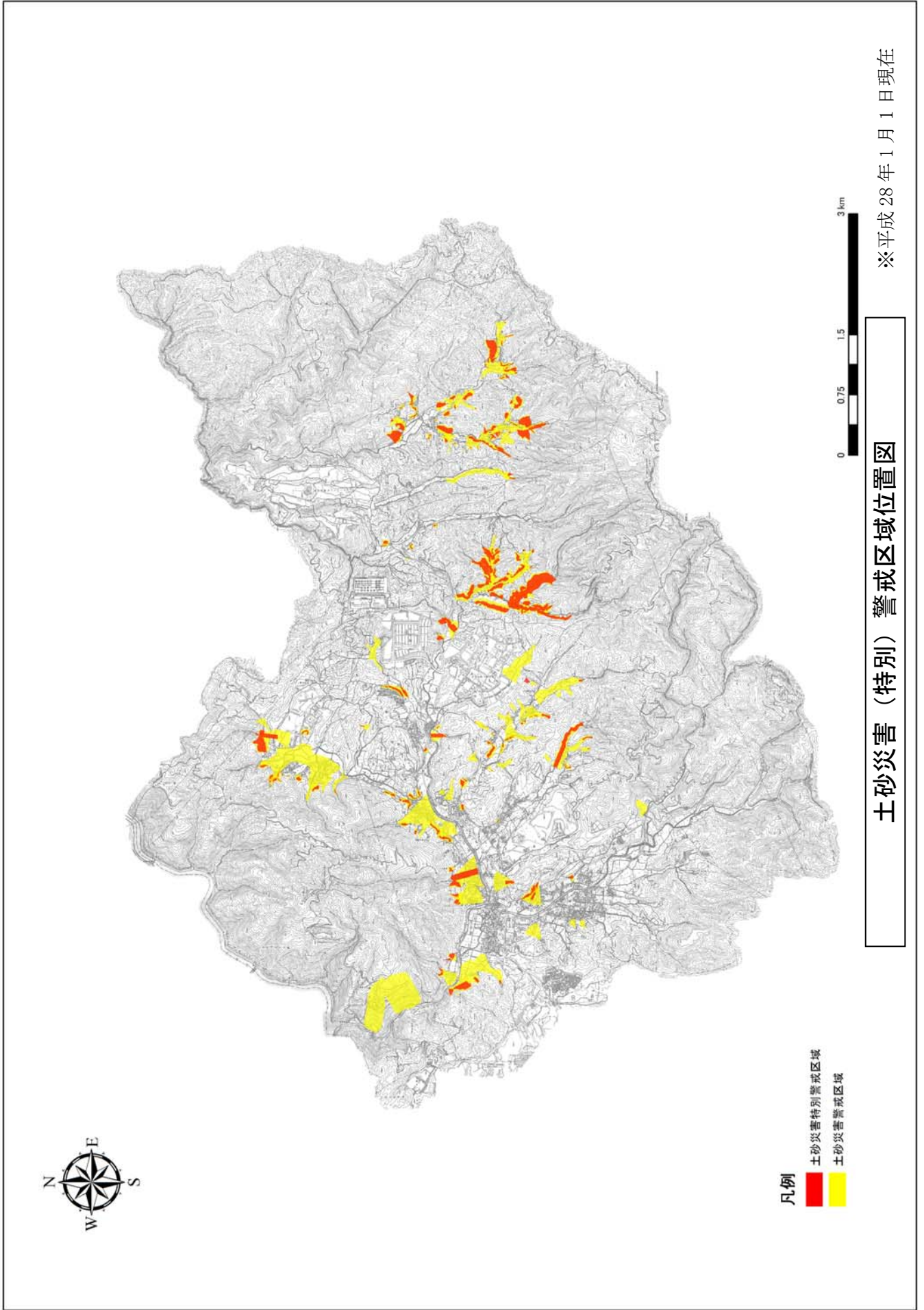
番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
41	ㇿ2001-2	湯屋谷	宇治田原町禪定寺湯屋谷	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
42	ㇿ2001-3	粽谷A	宇治田原町禪定寺粽谷	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
43	ㇿ2003	城山A	宇治田原町禪定寺城山	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
44	ㇿ2003-2	城山B	宇治田原町禪定寺城山	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
45	ㇿ3001	城山C	宇治田原町禪定寺城山	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
46	ㇿ1023	上山A	宇治田原町荒木上山	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
47	ㇿ1023-2	末江	宇治田原町荒木末江	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
48	ㇿ1023-3	天皇	宇治田原町荒木天皇	平成21年3月23日	府告第120号	平成21年3月23日	府告第121号
49	ㇿ1015	宮垣内A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
50	ㇿ1016-1	宮垣内B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
51	ㇿ1017-1	川上A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
52	ㇿ1018-1	川上C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
53	ㇿ1019	栢垣内A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
54	ㇿ1020-1	奥畑	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
55	ㇿ2016-1	大福A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
56	ㇿ2017	木元A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
57	ㇿ2018-1	木元B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
58	ㇿ2019-1	宮垣内E	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
59	ㇿ2020	川上H	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
60	ㇿ2021-1	白壁	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
61	ㇿ2022	栢木	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
62	ㇿ2023	栢垣内B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
63	ㇿ2024-1	栢垣内C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
64	ㇿ2025-1	深谷A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
65	ㇿ2026	岳谷A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
66	ㇿ2027	岳谷B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
67	ㇿ2041-1	宮垣内F	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
68	ㇿ2042-1	政所A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
69	ㇿ2018-2	平野A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
70	ㇿ2021-2	木元C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
71	ㇿ2018-3	平野B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
72	ㇿ2021-3	平野C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
73	ㇿ2024-2	栢垣内D	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
74	ㇿ1020-2	畑谷A	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
75	ㇿ2025-2	深谷B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
76	ㇿ2025-3	深谷C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
77	ㇿ2042-2	政所B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
78	ㇿ1018-2	川上D	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
79	ㇿ1018-3	川上E	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
80	ㇿ1018-4	川上F	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
81	ㇿ1018-5	川上G	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
82	シ1017-2	川上B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
83	シ1016-2	宮垣内C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
84	シ1016-3	宮垣内D	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
85	シ2041-2	宮垣内G	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
86	シ2041-3	宮垣内H	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
87	シ2019-2	上代ノ田	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
88	シ2016-2	大福B	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
89	シ2016-3	大福C	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
90	シ2016-4	下大福	宇治田原町奥山田地区	平成22年3月26日	府告第151号	平成22年3月26日	府告第152号
91	シ1030	南A	宇治田原町南亥子	平成23年9月9日	府告第469号	平成23年9月9日	府告第470号
92	シ1031	南B	宇治田原町南東所	平成23年9月9日	府告第469号	平成23年9月9日	府告第470号
93	シ1022	郷之口A	宇治田原町郷之口向井	平成23年9月9日	府告第469号	平成23年9月9日	府告第470号
94	シ2029	郷之口B	宇治田原町郷之口向井	平成23年9月9日	府告第469号	平成23年9月9日	府告第470号
95	シ1021	郷之口C	宇治田原町郷之口長井野	平成23年9月9日	府告第469号	平成23年9月9日	府告第470号
96	シ2044	郷之口D	宇治田原町郷之口長井野	平成23年9月9日	府告第469号	平成23年9月9日	府告第470号
	小計	96箇所					

#### 18. 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
1	1	高尾	宇治田原町高尾	平成26年3月24日	府告第144号		

19. 土砂災害（特別）警戒区域位置図



20. 土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設名称	所在地	電話番号	伝達方法
老人福祉センター 「やすらぎ荘」	宇治田原町 荒木天皇 2 番	0774-88-2394	電話等

21. 土石流危険渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流  
ランク I

番号	河川名	渓流名	所在地	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	危害のおそ れのある面 積 (m <sup>2</sup> )	保全対象		
						人家 戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の公共施設等
1	田原川	長井野	郷之口	0.06	20,271	14		
2	犬打川	東谷	郷之口	0.05	4,274	6		
3	田原川	天皇川	荒木	0.63	117,835	142	老人福祉セ ンター「やす らぎ荘」	中央公民館、荒木公民館、山 龍寺
4	糠塚川	糠塚川支流	糠塚下手	0.05	22,405	17		
5	大導寺川	谷	立川	0.04	12,754	9		
6	大導寺川	大導寺川支流	谷	0.07	26,394	12		
7	大導寺川	大導寺川支流	立川	0.11	19,645	12		
8	大導寺川	墓谷	平岡	0.06	19,239	6		
9	禅定寺川	谷山川	岩山	0.28	33,969	32		
10	禅定寺川	瀬羅谷川	東奥谷	0.39	72,686	45		禅定寺会館、大昭寺
11	禅定寺川	城山川	建藤	0.15	17,530	5		
12	田原川	梅谷	湯屋谷	0.21	19,098	5		宇治田原郵便局
13	石詰川	墓石谷	石詰	0.12	11,566	9		
14	田原川	西谷川支流	西谷	0.01	5,135	11		
15	田原川	中の谷川	中谷	0.91	9,945	7		
16	里川	岳谷川	深谷	0.10	19,570	8		遍照院
17	里川	奥畑川	畑谷	0.10	10,944	7		
18	奥山田川	大杉谷	川上	0.05	17,626	10		
19	奥山田川	奥山田川	川上	0.28	4,252	15		
20	禅定寺川	禅定寺川支流	西奥谷	0.02	72,686	43		禅定寺会館、大昭寺、 観音堂
21	田原川	西谷川	西谷	0.94	5,135	17		
22	田原川	長井野	郷之口長井野	0.10	45,135	8		天理教空越分教会
23	符作川	城田	南城田	0.01	4,846	5		
24	犬打川	岡之藪	南岡之藪	0.03	6,548	11		
25	糠塚川	小道寺	立川小導寺	0.04	13,910	6		
26	大導寺川	神上	立川神上	0.05	13,956	2		立川公民館
27	田原川	西出	岩山西出・富ノ門	0.06	27,797	16		
28	田原川	隠谷	岩山隠谷	0.04	6,915	6		
29	田原川	上西谷	湯屋谷下西谷	0.02	4,448	5		
30	奥山田川	宮垣内	奥山田宮垣内	0.03	9,912	1		天神社、旧奥山田小学校
31	禅定寺川	庄地	禅定寺庄地	0.03	17,530	5		
32	田原川	山下	岩山山下	0.01	3,141	6		
33	石詰川	北石詰	湯屋谷北石詰	0.01	3,749	5		



ランクⅡ

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	危害のおそ れのある面 積 (m <sup>2</sup> )	保全対象		
						人家 戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の公共施設等
1	田原川	菅ヶ谷	向井	0.33	20,074	4		
2	田原川	岩谷	荒木	0.07	14,391	3		
3	大導寺川	塩谷川支流	段橋	0.03	7,991	3		
4	大導寺川	塩谷川支流	段橋	0.02	6,024	3		
5	大導寺川	大導寺川支流	川久保	0.02	9,832	2		
6	大導寺川	大導寺川支流	橋ノ本	0.02	4,368	2		
7	石詰川	西塩谷川	塩谷	0.04	1,668	1		
8	石詰川	塩谷川	塩谷	0.12	4,603	3		
9	石詰川	塩谷川支流	塩谷	0.03	2,191	2		
10	石詰川	石詰川支流	石詰	0.03	816	1		
11	石詰川	釜ヶ谷	石詰	0.07	5,015	4		
12	石詰川	石詰川支流	石詰	0.02	1,694	1		
13	石詰川	石詰川支流	石詰	0.05	2,429	4		
14	田原川	中谷川支流	蛭ヶ谷	0.03	2,202	2		
15	田原川	小滝	中谷	0.03	1,904	3		
16	里川	里川支流	栢木	0.02	2,887	3		
17	里川	水口谷	栢木	0.33	2,887	3		
18	里川	栢村川	栢木	0.09	9,344	1		
19	里川	深谷川	深谷	0.42	7,145	2		
20	里川	桂谷川	畑谷	0.38	18,099	1		
21	奥山田川	花スガ谷	川上	0.43	1,828	2		
22	奥山田川	田和出川	川上	0.07	3,632	1		
23	奥山田川	皿作川	川上	0.12	4,252	1		
24	田原川	西ノ山川	長井野	0.50	2,995	1		
25	大導寺川	外ヶ谷川	神上	0.13	18,521	2		
26	禅定寺川	瀬間谷川	西奥谷	0.12	10,494	2		
27	禅定寺川	湯屋谷川	庄地	0.21	15,777	1		
28	奥山田川	田和谷	平野	0.02	6,699	3		
29	里川	北エ谷	深谷	0.11	1,846	1		
30	宇治川	栢尾	高尾栢尾	0.25	2,713	2		
31	犬打川	並木	南並木	0.02	10,573	2		
32	田原川	小谷	貧田辻・小谷	0.04	6,771	2		
33	糠塚川	小道寺	立川小導寺	0.11	14,429	4		
34	禅定寺川	庄地	禅定寺庄地	0.05	879	1		
35	禅定寺川	粽谷	禅定寺粽谷	0.33	8,884	2		
36	田原川	休場	岩山休場	0.02	2,678	2		
37	田原川	下西谷	湯屋谷下西谷	0.01	2,078	3		
38	石詰川	西塩谷	湯屋谷西塩谷	0.01	1,304	2		
39	石詰川	西塩谷	湯屋谷西塩谷	0.01	992	1		
40	石詰川	西塩谷	湯屋谷西塩谷	0.01	530	1		

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	危害のおそれ のある面積 (m <sup>2</sup> )	保全対象		
						人家 戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の公共施設等
41	石詰川	東塩谷	湯屋谷東塩谷	0.02	2,328	3		
42	石詰川	東塩谷	湯屋谷東塩谷	0.00	2,077	3		
43	石詰川	南石詰	湯屋谷南石詰	0.01	1,444	3		
44	石詰川	釜ヶ谷	湯屋谷南石詰	0.06	5,762	2		
45	大福川	大福	奥山田大福	0.01	7,724	2		
46	大福川	大福	奥山田大福	0.02	4,130	1		
47	大福川	大福	奥山田大福	0.01	4,548	1		
48	大福川	大福	奥山田大福	0.02	1,404	1		
49	奥山田川	宮垣内	奥山田宮垣内	0.04	2,367	1		
50	奥山田川	宮垣内	奥山田宮垣内	0.01	3,560	1		
51	奥山田川	宮垣内	奥山田宮垣内	0.01	4,657	1		
52	奥山田川	宮垣内	奥山田宮垣内	0.01	7,802	2		
53	奥山田川	宮垣内	奥山田宮垣内	0.02	4,397	1		
54	奥山田川	川上	奥山田川上	0.01	2,357	1		
55	里川	安場	奥山田栢垣内	0.01	3,429	1		
56	里川	桂谷	奥山田桂谷	0.16	11,222	1		
57	犬打川	犬打	南犬打	0.02	11,399	1		

土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	危害のおそ れのある面 積 (m <sup>2</sup> )	保全対象		
						人家 戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の公共施設等
1	糠塚川	柏毛	立川柏毛	0.02	3,096	0		
2	細見川	間谷	立川間谷	0.12	8,379	0		
3	大福川	大杉	奥山田大杉	0.03	6,665	0		
4	禅定寺川		禅定寺粽谷	0.04	2,835	0		
5	禅定寺川		禅定寺	0.13	13,328	0		
6	田原川		禅定寺	0.01	1,703	0		
7	田原川		禅定寺	0.07	6,453	0		
8	田原川		禅定寺	0.17	6,453	0		
9	田原川		岩山奥浄戸	0.06	10,437	0		
10	田原川		岩山辻堂	0.05	7,791	0		
11	田原川		岩山大谷	0.10	11,135	0		
12	大導寺川		立川大下	0.11	8,771	0		
13	大導寺川		立川大下	0.01	3,146	0		
14	門口川		郷之口豊前丈	0.04	15,209	0		
15	門口川		郷之口豊前丈	0.03	7,165	0		
16	犬打川		南並木	0.03	6,290	0		
17	犬打川		南並木	0.04	12,133	0		
18	符作川		南西小野	0.07	10,110	0		
19	符作川		南西小野	0.04	19,066	0		
20	田原川		贄田	0.26	44,470	0		
21	大導寺川		立川白谷	0.01	2,750	0		
22	大導寺川		立川	0.01	7,468	0		
23	大導寺川		立川	0.03	34,709	0		
24	大導寺川		立川	0.69	691,512	0		
25	糠塚川		立川	0.42	417,969	0		
26	犬打川		南	0.06	3,436	0		
27	犬打川		南	0.12	7,035	0		
28	犬打川		南	0.04	36,014	0		
29	犬打川		南	0.02	33,772	0		
30	犬打川		南	0.04	13,449	0		

## 22. 急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所

### 急傾斜地崩壊危険区域

区 域 名	所 在 地	面積 (ha)	指定年月日
老 中	大字南小字谷山城田地内	0.12	S58.4.22
石 詰	大字湯屋谷	5.47	H2.3.31 (H14.3.5, H16.3.26追加)
立 川	大字立川小字段橋	0.97	H3.3.29
中 谷	大字湯屋谷	5.96	H7.3.24
塩 谷	大字湯屋谷	4.59	S63.3.30 (H元.3.31、 H5.11.5、H13.2.16追加)
西 谷	大字湯屋谷	0.51	S62.3.28、H18.2.3
茶屋谷	大字奥山田小字奥畑	1.05	H10.8.7
西谷Ⅱ	大字湯屋谷	1.56	H18.2.3

### 急傾斜地崩壊危険箇所 ランクⅠ

番号	斜面区分	箇所名	所在地		保全対象		
			大字	小字	人家戸数	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等
1	自然	脇神	南	脇神	0		龍雲寺、金比羅神社
2	自然	谷Ⅰ	立川	谷	6		
3	自然	大導寺	立川	大導寺	1		大導寺公民館
4	自然	西の谷Ⅰ	湯屋谷	上西谷	6		宇治田原郵便局
5	自然	段橋	立川	段橋	9		
6	自然	西の谷Ⅱ	湯屋谷	下西谷	14		長福寺
7	人工	中谷	湯屋谷	中谷	23		
8	自然	東塩谷Ⅱ	湯屋谷	東塩谷	13		
9	自然	北石詰Ⅰ	湯屋谷	北石詰	7		
10	自然	北石詰Ⅱ	湯屋谷	北石詰	5		
11	自然	川上Ⅰ	奥山田	宮垣内	0		旧奥山田小学校
12	自然	宮垣内	奥山田	宮垣内	5		
13	自然	宮垣内Ⅰ	奥山田	宮垣内	11		
14	自然	宮垣内Ⅱ	奥山田	宮垣内	5		正寿院
15	自然	栢垣内Ⅰ	奥山田	栢垣内	5		元性院
16	自然	亥子	南	亥子	11		
17	自然	向井Ⅰ	郷之口	向井	1		旅館
18	自然	天皇	荒木	天皇	21	宇治田原町老人福祉センター「やすらぎ荘」	
19	人工	岩山Ⅰ	岩山	城尾	14		
20	自然	井口	岩山	井口	12		
21	自然	東奥谷	禅定寺	東奥谷	5		観音堂、不動明王
22	自然	平岡	立川	平岡	1		平岡公民館
23	自然	亥子	南	亥子	21		
24	自然	高橋	立川	高橋	7		

急傾斜地崩壊危険箇所 ランクⅡ

番号	斜面区分	箇所名	所在地		保全対象		
			大字	小字	人家 戸数	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設
1	自然	長井野Ⅰ	郷之口	長井野	4		
2	自然	禅定寺北Ⅰ	禅定寺	庄地	4		
3	自然	庄地Ⅰ	禅定寺	庄地	4		
4	自然	勝谷	禅定寺	勝谷	4		
5	自然	谷Ⅱ	立川	谷	4		
6	自然	谷	立川	谷	1		
7	自然	立川Ⅰ	立川	神上	3		
8	自然	外ヶ谷	立川	外ヶ谷	1		
9	自然	善生谷	岩山	善生谷	1		
10	自然	西の谷Ⅲ	湯屋谷	下西谷	1		
11	自然	蛭ヶ谷	湯屋谷	蛭ヶ谷	2		
12	自然	西塩谷Ⅲ	湯屋谷	西塩谷	1		
13	自然	塩谷Ⅱ	湯屋谷	東塩谷	3		
14	自然	西塩谷Ⅰ	湯屋谷	西塩谷	2		
15	自然	尾華Ⅱ	湯屋谷	尾華	3		
16	自然	大福Ⅰ	奥山田	大福	1		
17	自然	木元Ⅰ	奥山田	木元	1		
18	自然	木元Ⅱ	奥山田	木元	2		
19	自然	川上Ⅱ	奥山田	川上	1		
20	自然	川上Ⅲ	奥山田	川上	1		
21	自然	白壁	奥山田	白壁	1		
22	自然	栢木	奥山田	栢木	1		
23	自然	政所Ⅰ	奥山田	政所	1		
24	自然	栢垣内Ⅱ	奥山田	栢垣内	1		
25	自然	深谷	奥山田	深谷	2		
26	自然	岳谷Ⅰ	奥山田	岳谷	1		
27	自然	岳谷Ⅱ	奥山田	岳谷	1		
28	自然	畑谷	奥山田	畑谷	2		
29	自然	向井Ⅱ	郷之口	向井	1		
30	自然	長井野Ⅱ	郷之口	長井野	3		
31	自然	中出	岩山	中出	1		
32	自然	谷山口	岩山	谷山口	2		
33	自然	老名	南	城田	1		
34	自然	奥田Ⅱ	立川	奥田	1		
35	自然	小導寺	立川	小導寺	3		
36	自然	宮垣内Ⅳ	奥山田	宮垣内	1		
37	自然	政所	奥山田	政所	1		
38	自然	城尾	岩山	城尾	2		
39	自然	長井野Ⅰ	郷之口	長井野	2		
40	自然	僧都谷	岩山	僧都谷	4		
41	自然	宮の本	立川	宮の本	2		

急傾斜地崩壊危険箇所 ランクⅢ

番号	斜面区分	箇所名	所在地		保全対象		
			大字	小字	人家 戸数	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設
1	自然	勝谷	禅定寺	勝谷	0		
2	人工	大福	奥山田	大福	0		
3	自然	七廻り	湯屋谷	七廻り	0		

## 23. 地すべり防止区域及び危険箇所

### 地すべり防止区域

区 域 名	所 在 地	面積 (ha)	指定年月日
奥山田木元	奥山田木元	17.00	S50.5.23

### 地すべり危険箇所

箇 所	所 在 地
高 尾	高 尾

## 24. 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	大字	小字	集落数	保安林の有無	面積 (ha)
1	瀬間谷	禅定寺	瀬間谷	1	無	1.35
2	瀬羅谷	禅定寺	瀬羅谷	1	有	1.44
3	城山	禅定寺	城山	1	無	0.81
4	西湯屋谷	禅定寺	湯屋谷	1	無	1.44
5	釜谷	禅定寺	釜谷	1	無	0.18
6	釜谷Ⅱ	禅定寺	釜谷		無	0.27
7	栢垣内	奥山田	栢垣内	1	無	0.36
8	西道	奥山田	西道	1	無	1.08
9	高畑	奥山田	高畑	1	無	0.54
10	高畑	奥山田	高畑		無	0.18
11	茶屋垣内	奥山田	茶屋垣内		有	0.90
12	畑谷	奥山田	畑谷	1	有	1.08
13	岳谷	奥山田	岳谷	1	有	1.08
14	深谷	奥山田	深谷	1	有	3.60
15	西ノ谷	奥山田	西ノ谷	1	無	0.72
16	直谷	奥山田	直谷	1	有	5.40
17	滝谷	奥山田	滝谷	1	無	1.08
18	皿作	奥山田	皿作	1	無	3.96
19	上大福	湯屋谷	上大福	1	無	3.96
20	大滝	湯屋谷	大滝	1	有	4.50
21	蛇ヶ谷	湯屋谷	蛇ヶ谷	1	無	0.18
22	桂谷	奥山田	桂谷	1	有	1.35
23	朽木谷	湯屋谷	朽木谷		有	0.54
24	谷山	岩山	谷山	1	有	3.15
25	欠谷	湯屋谷	欠谷	1	有	0.54
26	欠谷Ⅱ	湯屋谷	欠谷		有	4.05
27	糠塚谷	立川	糠塚谷	1	有	4.32
28	通峰	立川	通峰	1	有	2.52
29	中谷	立川	中谷	1	無	0.54
30	掛谷	南	掛谷		有	6.75
31	西杉谷山	南	西杉谷山	1	有	5.40
32	弥谷原Ⅱ	南	弥谷原	1	無	5.40
33	実養治谷	南	実養治谷	1	無	2.70
34	小野谷	南	小野谷	1	無	5.76
35	天皇	荒木	天皇		有	6.75
36	墓ヶ谷	郷之口	墓ヶ谷	1	有	0.36
37	森ヶ谷	郷之口	森ヶ谷	1	有	0.72
38	苜ヶ谷	郷之口	苜ヶ谷	1	有	3.24
39	長井野	郷之口	長井野	1	無	0.54
40	西ノ山	郷之口	西ノ山	1	有	4.50
41	大棚場	郷之口	大棚場	1	有	0.18
42	大樋	郷之口	大樋	1	有	0.36
43	栢尾	高尾	栢尾		有	1.80
44	宇津尾	奥山田	宇津尾	1	有	3.00
45	白谷	立川	白谷	1	有	5.04



## 25. 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	大字	小字	集落数	保安林等の有無	面積
1	平石	禅定寺	平石	1	無	20.00
2	北桂谷	禅定寺	北桂谷	1	無	25.00
3	堺尾	禅定寺	堺尾	1	無	22.00
4	粽谷	禅定寺	粽谷	1	無	6.00
5	横峯	禅定寺	横峯	1	有	5.00
6	大福(1)	奥山田	大福	1	無	3.00
7	大福(2)	奥山田	大福		無	1.00
8	大福(3)	奥山田	大福		無	2.00
9	大杉	奥山田	大杉	1	無	3.00
10	宮垣内	奥山田	宮垣内	1	無	10.00
11	川上	奥山田	川上	1	無	9.00
12	白壁	奥山田	白壁	1	無	3.00
13	茶屋垣内	奥山田	茶屋垣内	1	無	8.00
14	手洗川	奥山田	手洗川	1	無	6.00
15	橋ヶ谷	奥山田	橋ヶ谷	1	無	2.00
16	清水東原	奥山田	清水東原	1	有	9.00
17	蛭ヶ谷	湯屋谷	蛭ヶ谷	1	無	8.00
18	下の塔	湯屋谷	下ノ塔	1	無	7.00
19	西塩谷	湯屋谷	西塩谷	1	有	9.00
20	東塩谷	湯屋谷	東塩谷	1	無	5.00
21	朽木谷	湯屋谷	朽木谷	1	無	3.00
22	南石詰	湯屋谷	南石詰	1	無	10.00
23	釜ヶ谷	湯屋谷	釜ヶ谷	1	無	6.00
24	伏部	奥山田	伏部	1	有	6.00
25	小山	奥山田	小山	1	無	3.00
26	北石詰	湯屋谷	北石詰	1	無	8.00
27	口二の谷	湯屋谷	口二の谷	1	無	6.00
28	森ヶ谷	湯屋谷	森ヶ谷	1	無	1.00
29	善生谷	岩山	善生谷	1	無	10.00
30	橋の本	立川	橋ノ本	1	無	18.00
31	高岡原	岩山	高岡原	1	無	18.00
32	城尾	岩山	城尾	1	有	2.00
33	赤坂	岩山	赤坂	1	無	16.00
34	七廻り	湯屋谷	七廻り	1	無	2.00
35	間谷	立川	間谷	1	無	3.00
36	谷の奥	立川	谷ノ奥	1	無	7.00
37	外谷	立川	外谷	1	無	3.00
38	猪谷	立川	猪谷	1		
39	掛谷	南	掛谷	1	無	8.00
40	吉浦	南	吉浦	1		

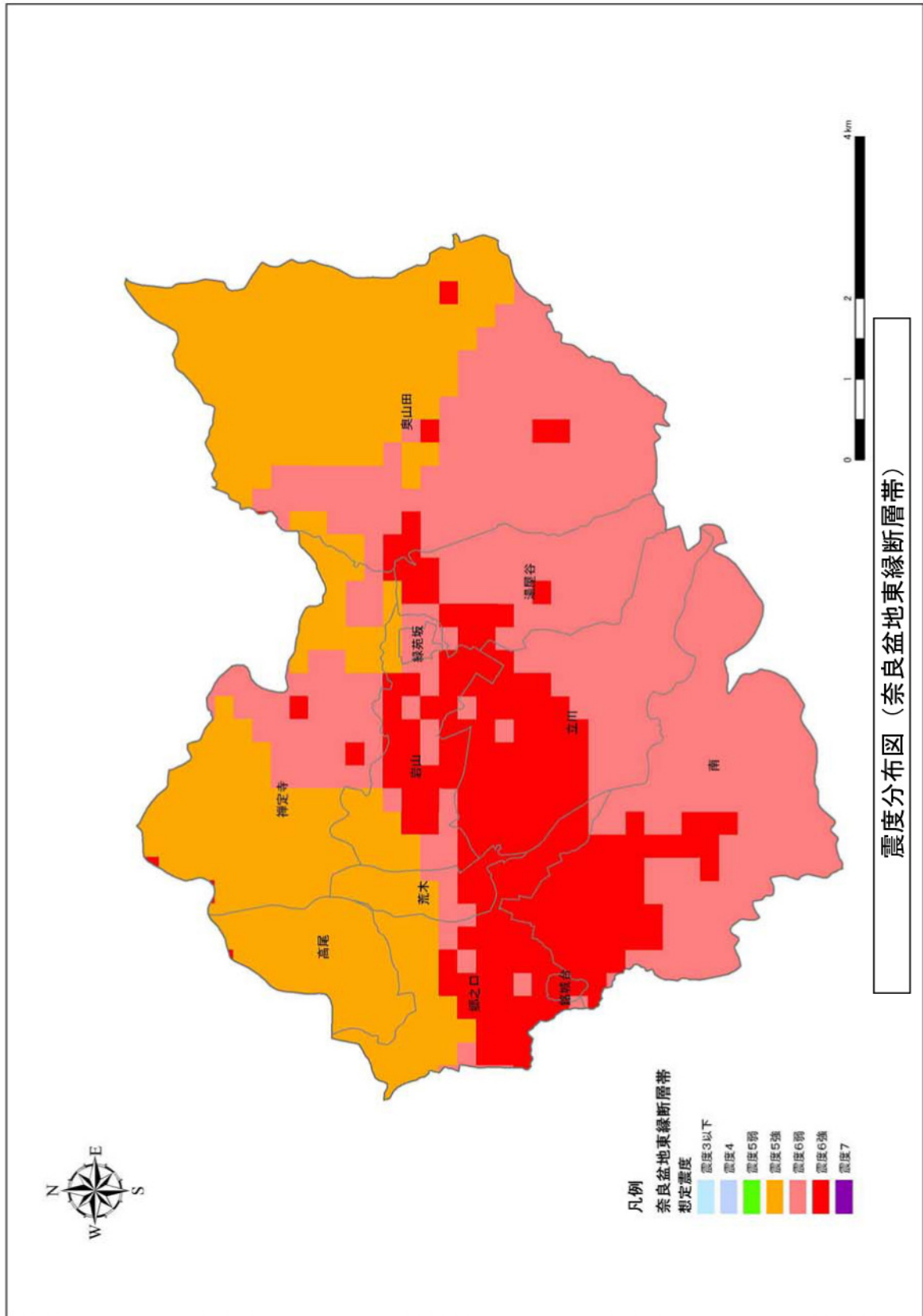
番号	地区名	大字	小字	集落数	保安林等の有無	面積
41	御林山	南	御林山	1	無	37.00
42	躍谷	南	躍谷	1	無	6.00
43	馬廻り	郷之口	馬廻り	1	無	13.00
44	長井野	郷之口	長井野	1	有	2.00
45	末山	郷之口	末山	1	無	3.00
46	末山	郷之口	末山		有	10.00
47	末山	郷之口	末山		有	10.00
48	末山	郷之口	末山		有	14.00
49	天皇	荒木	天皇	1	無	5.00
50	墓ヶ谷	郷之口	墓ヶ谷	1	有	4.00
51	栢尾	高尾	栢尾	1	有	21.00
52	栢尾	高尾	栢尾		無	42.00
53	栢尾	高尾	栢尾		無	20.00
54	大樋	郷之口	大樋	1	有	2.00
55	牛ヶ原	高尾	牛ヶ原	1	無	11.00
56	木元	奥山田	木元	1	有	3.00

## 26. 土石流発生履歴

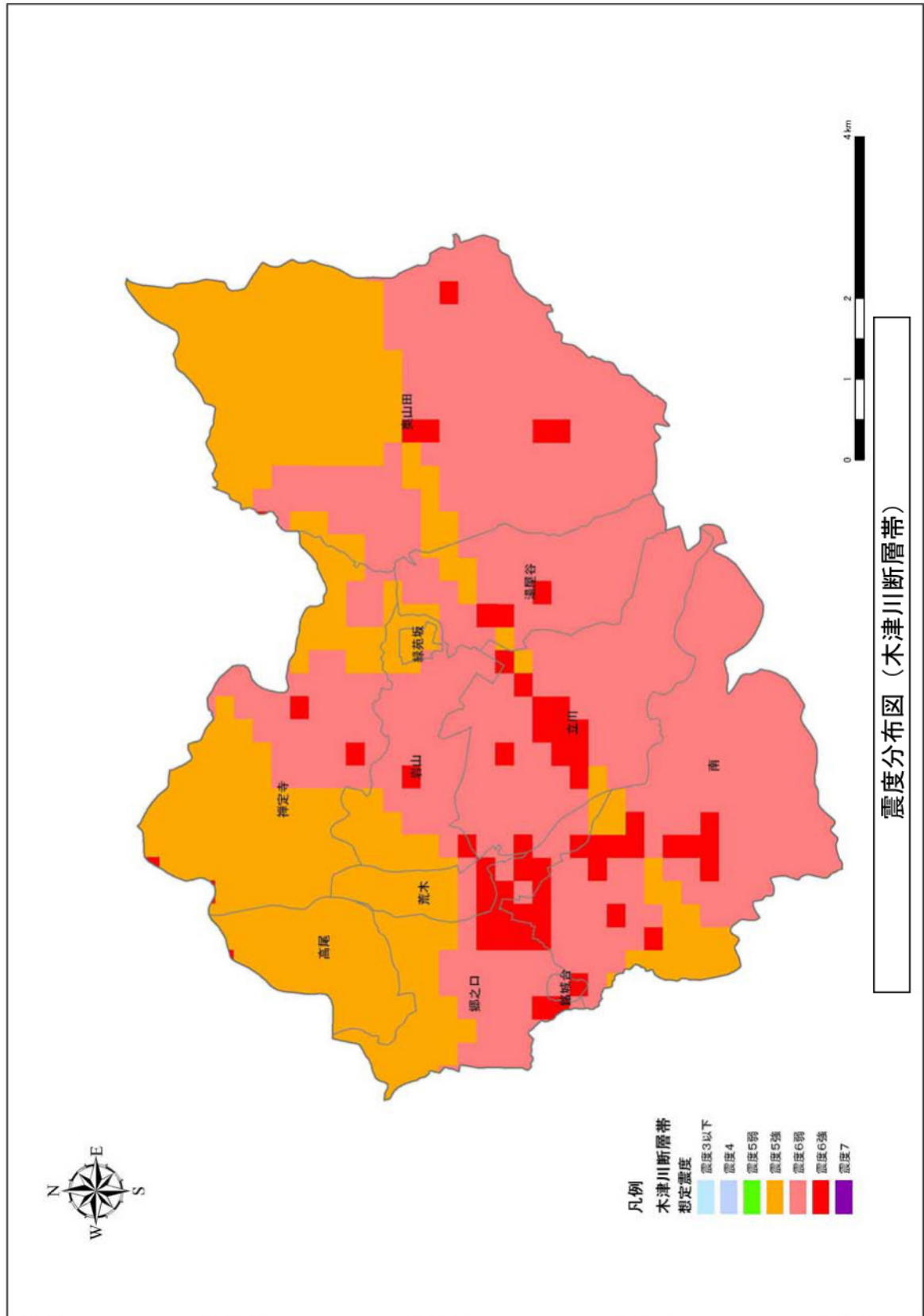
災害名 (年月日)	溪流 番号	溪流名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	崩壊状況		流出土砂状況					土砂氾 濫面積 (m <sup>2</sup> )	人的被害		物的被害		
				面積 (km <sup>2</sup> )	土量 (m <sup>3</sup> )	最大洪 水流量 (m <sup>3</sup> / s)	最大 砂礫 (m)	堆積 土砂量 (m <sup>3</sup> )	最大 堆積深 (m)	平均 堆積深 (m)		行方不明 者・死者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	一部破損 (戸)
(S26. 8. 14)	し 001	苜ヶ谷	0.29	—	—	—	—	4,600	20.0	—	4,600	0	0	0	0	—
南山城水害 (S28. 8. 14)	し 016	谷山川	0.27	—	—	—	—	5,600	1.5	—	7,500	8	41	45	37	—
	し 036	ハオリ谷	0.12	—	—	—	—	5,700	2.0	—	5,700	18	72	25	63	—

27. 想定地震震度分布図

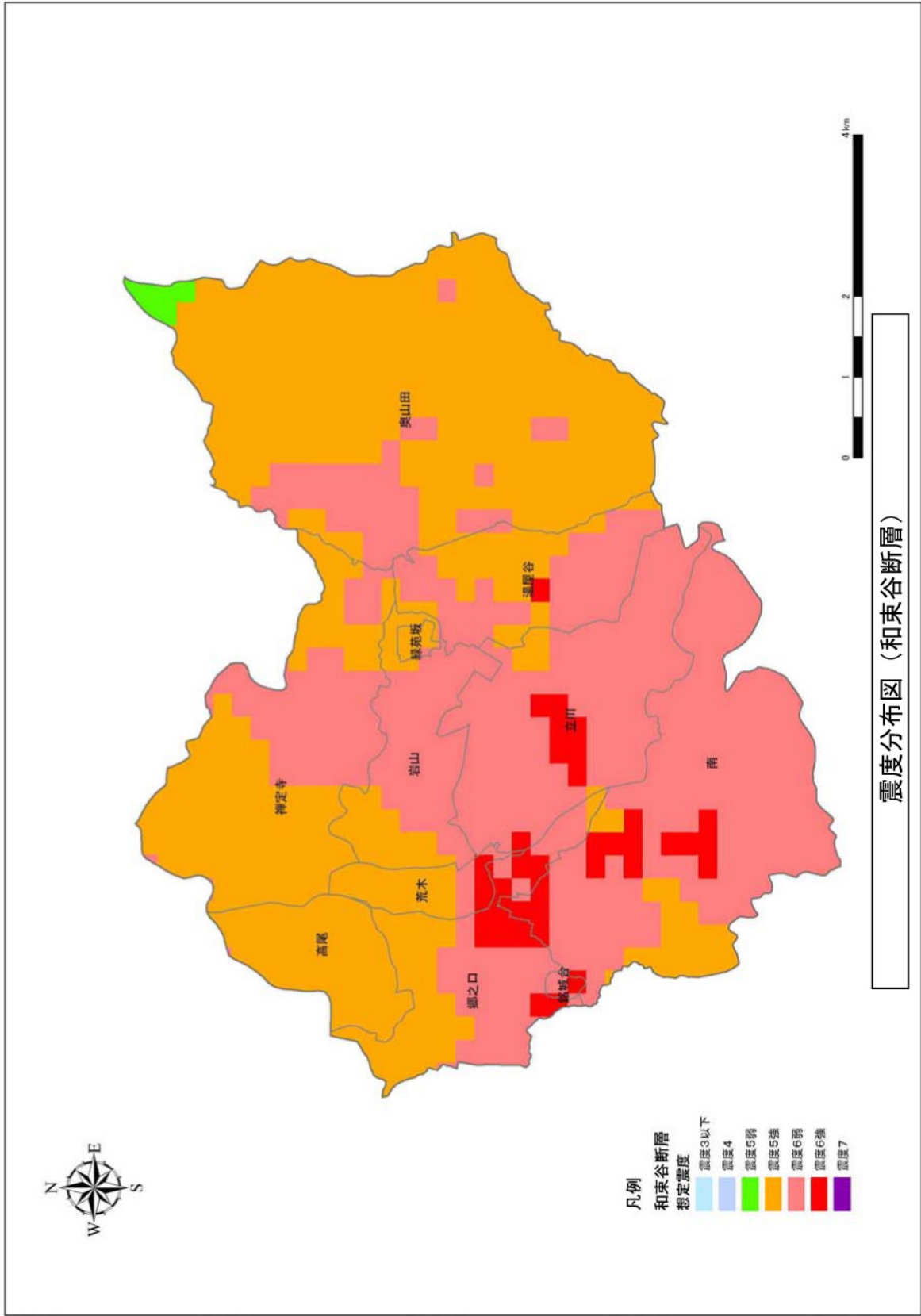
①奈良盆地東縁断層帯地震



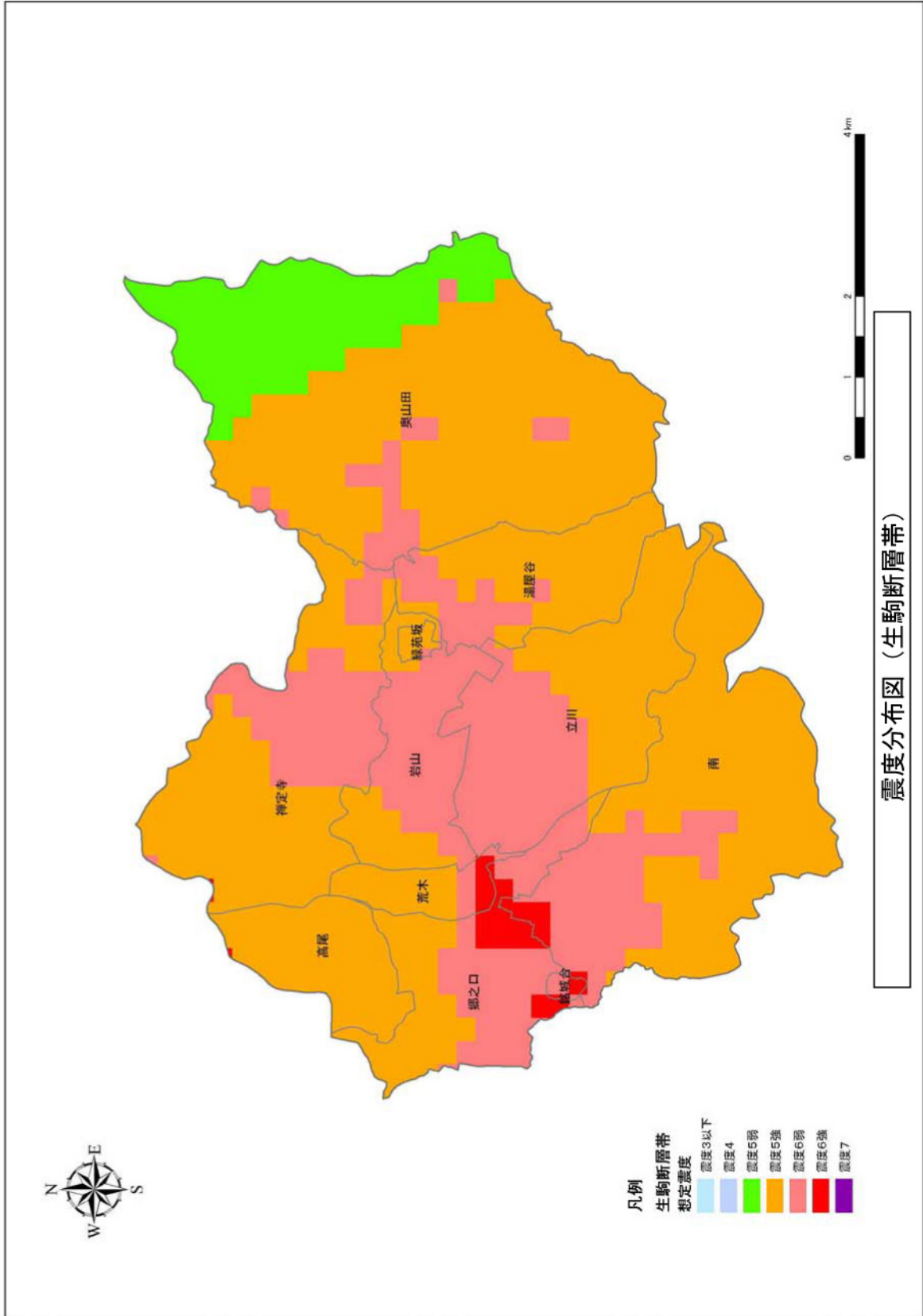
②木津川断層帯地震



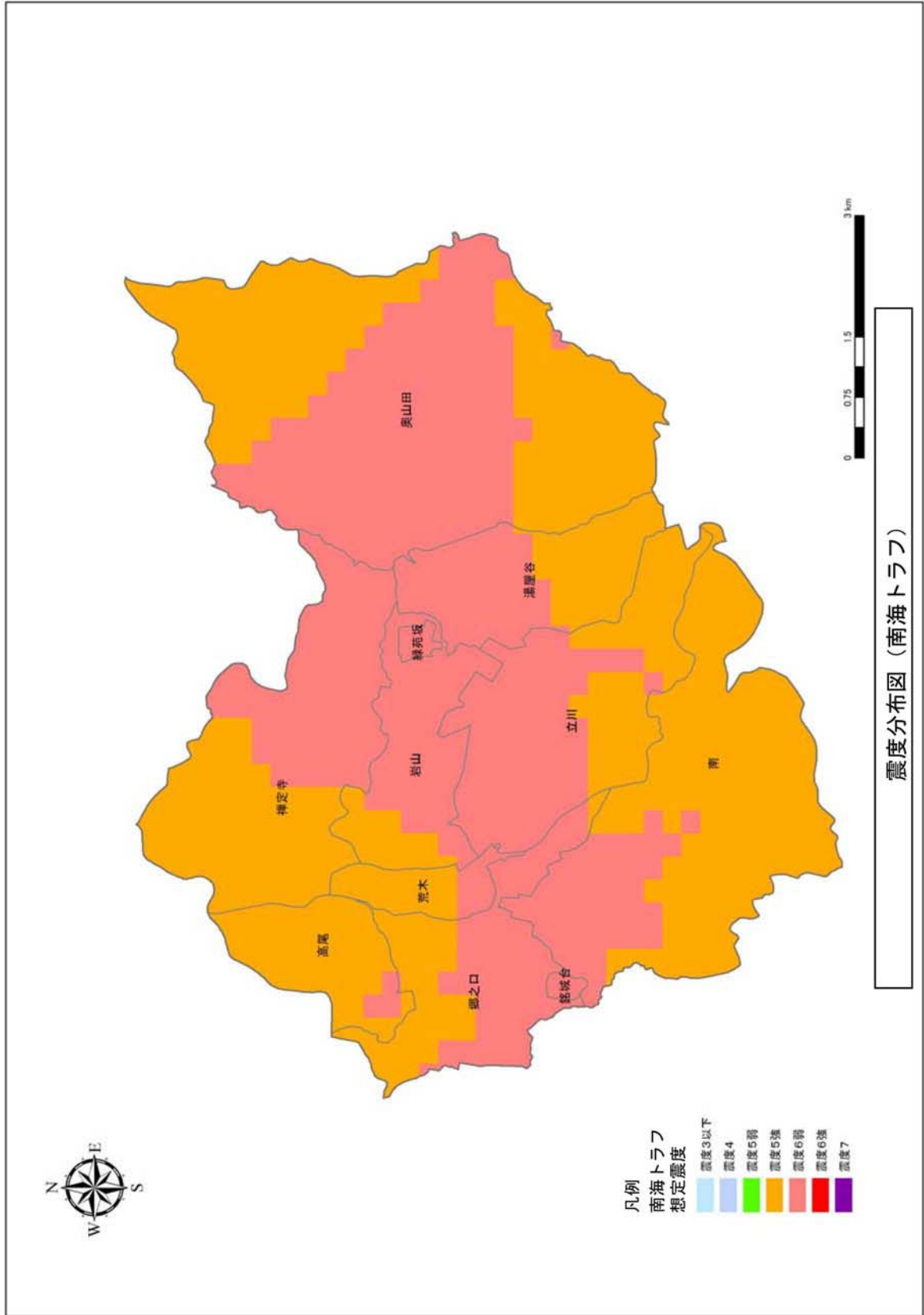
③和束谷断層地震



④生駒断層帯地震



⑤南海トラフ地震





## 28. 避難場所及び避難所

### (1) 避難場所

#### ○風水害時の避難場所

##### 指定緊急避難場所【洪水・土砂災害】

施設名	所在地	備考
維孝館中学校	大字岩山小字沼尻 4	広域避難場所
田原小学校	大字郷之口小字中林 7	広域避難場所
宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36	広域避難場所
住民体育館	岩山沼尻 37-1	広域避難場所
奥山田ふれあい交流館	大字奥山田小字宮垣内 162	広域避難場所
J A 宇治田原町支店 2 階	大字立川小字宮ノ本 22	広域避難場所

#### ○地震災害時の避難場所

##### 指定緊急避難場所【地震】

施設名	所在地	備考
維孝館中学校グラウンド	大字岩山小字沼尻 4	広域避難場所
田原小学校グラウンド	大字郷之口小字中林 7	広域避難場所
宇治田原小学校グラウンド	大字岩山小字丸山 36	広域避難場所
住民グラウンド	大字岩山小字大溝 1	広域避難場所
奥山田ふれあい交流館グラウンド	大字奥山田小字宮垣内 162	広域避難場所
奥山田ふれあい広場	大字奥山田小字里西 72	広域避難場所
銘城台自然公園	銘城台 112-2	広域避難場所
てんじんやま公園	緑苑坂 2-7	広域避難場所
J A 宇治田原町支店駐車場	大字立川小字宮ノ本 22	広域避難場所

(2) 避難所

指定避難所

施設名	所在地
維孝館中学校	大字岩山小字沼尻 4
田原小学校	大字郷之口小字中林 7
宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36
住民体育館	大字岩山小字沼尻 37-1
奥山田ふれあい交流館	大字奥山田小字宮垣内 162
J A 宇治田原町支店 2 階	大字立川小字宮ノ本 22

(3) 福祉避難所

福祉避難所

施設名	所在地
老人福祉センター「やすらぎ荘」	大字荒木小字天皇 2
町立保健センター	大字贅田小字船戸 63
サンビレッジ宇治田原	大字禅定寺小字砂川 115-1
グループホーム「くるみの家」	大字郷之口小字中林 13-1

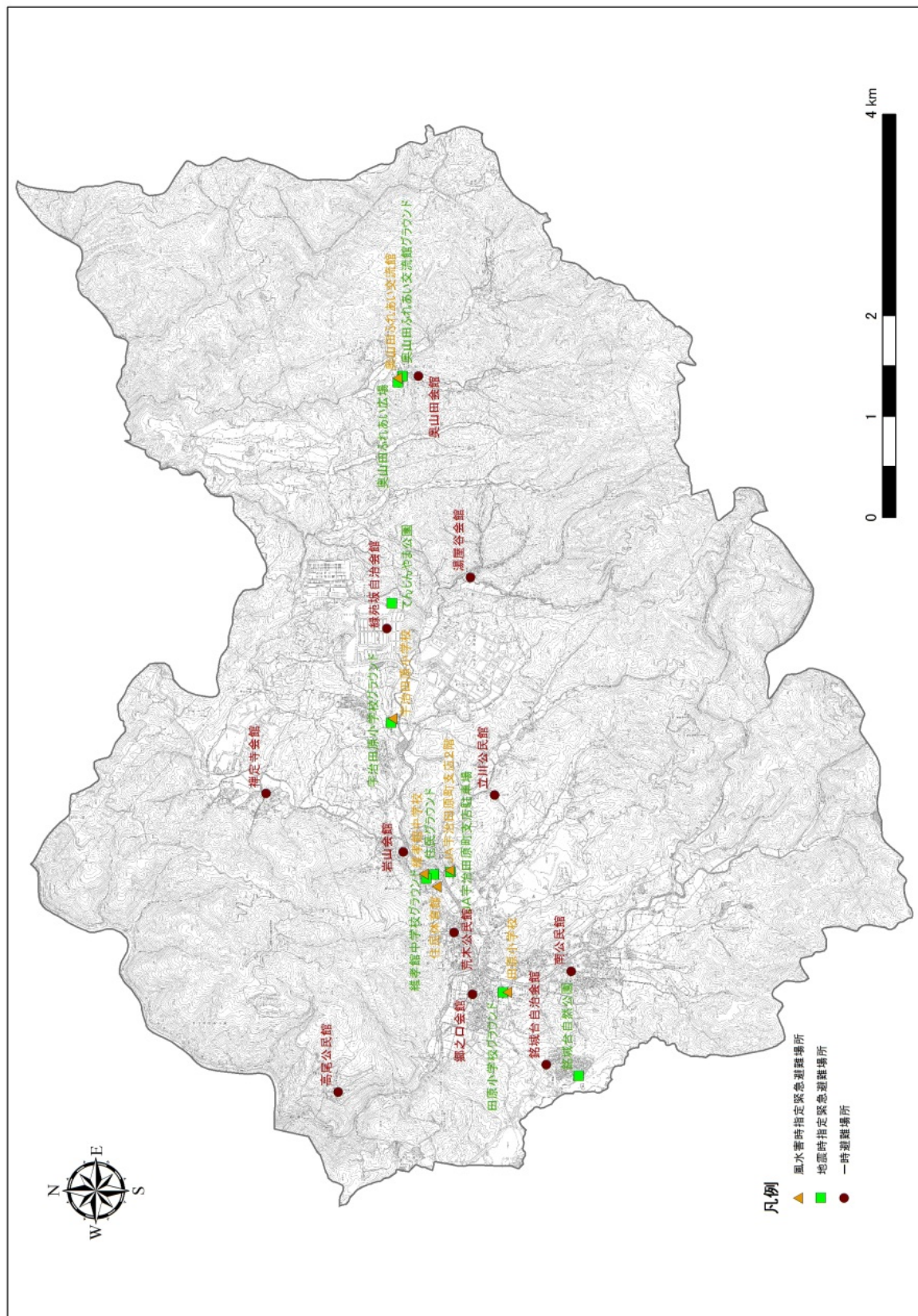
\*各施設の安全性を確認のうえ、使用する。

(4) 一時避難場所

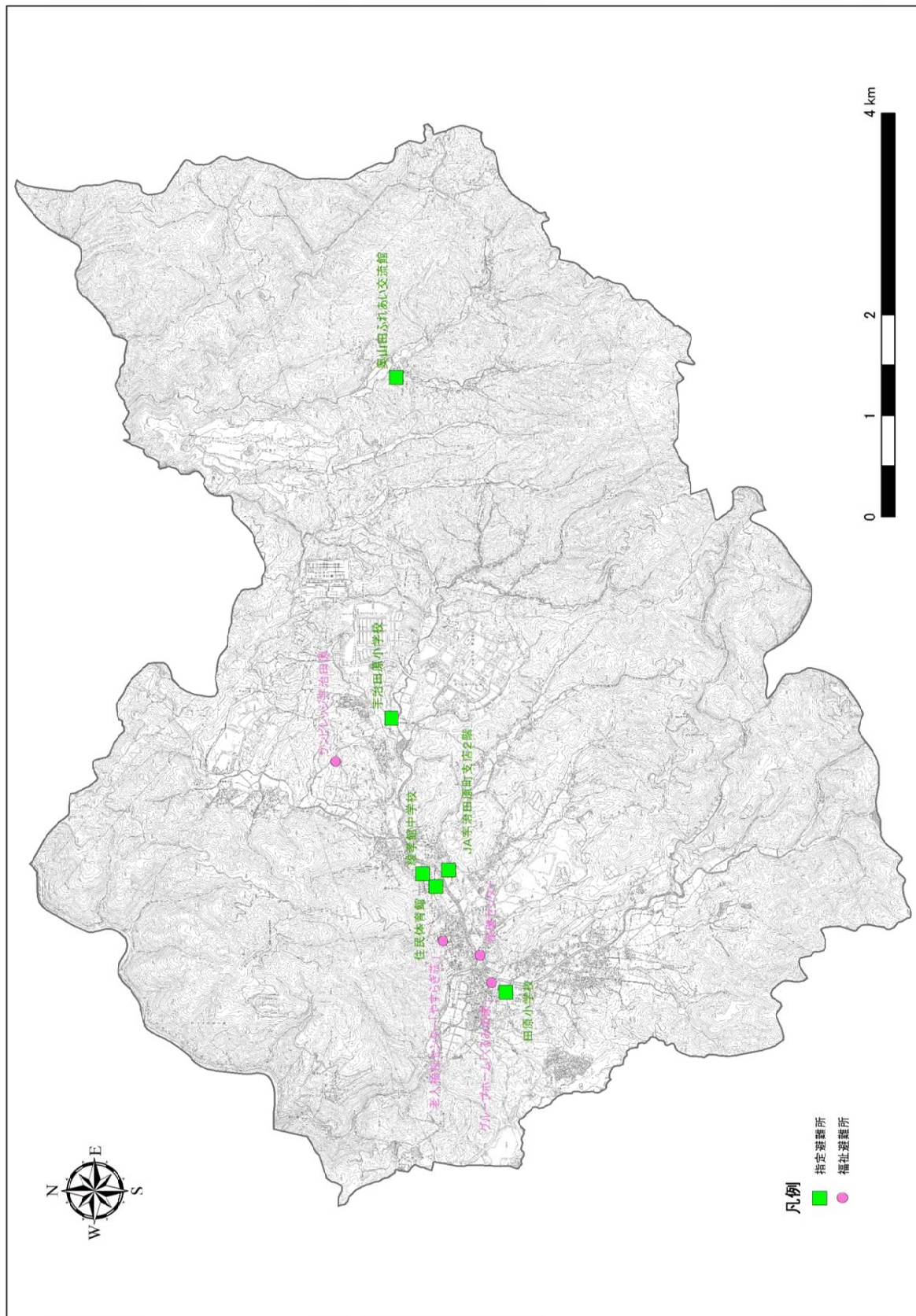
一時避難場所

地区	施設名
高尾	高尾公民館
郷之口	郷之口会館
銘城台	銘城台自治会館
荒木	荒木公民館
南	南公民館
岩山	岩山会館
緑苑坂	緑苑坂自治会館
禪定寺	禪定寺会館
立川	立川公民館
湯屋谷	湯屋谷会館
奥山田	奥山田会館

29. 避難場所位置図



30. 避難所位置図



31. 町内の国・京都府・町指定（登録）文化財一覧

種 別	文 化 財 名	所 在 地		
国指定文化財	彫刻	木造十一面観音立像	禪 定 寺	
		木造日光月光菩薩立像	〃	
		木造四天王立像	〃	
		木造文殊菩薩騎獅像	〃	
		木造地藏菩薩半跏像	〃	
		木造不動明王坐像	奥 山 田	
書跡・古文書	紙本墨書（禪定寺田畠注文 流記帳追記）	禪 定 寺		
	紙本墨書禪定寺文書 附紙本墨書（禪定寺造営日記、禪定寺造営年次目録、禪定寺諸法事並二諸下行目録）	〃		
府指定文化財	建造物	禪定寺本堂、仁王門 2 棟	禪 定 寺	
	彫刻	巖松院木造千手観音立像	岩 山	
府登録文化財	建造物	天神社本殿・境内社八坂神社本殿・(附)棟札 3 枚	奥 山 田	
		建藤神社本殿・(附)拝所 棟札 11 枚	禪 定 寺	
		禪定寺観音堂、庫裏	〃	
府文化財環境保全地区	天神社文化財環境保全地区	奥 山 田		
	建藤神社文化財環境保全地区	禪 定 寺		
府指定歴史的環境保全地区	禪定寺歴史的環境保全地域	禪 定 寺		
町指定文化財	建造物	田原小学校校門	郷 之 口	
		永谷宗円生家	湯 屋 谷	
		真言院五輪塔	岩 山	
		宝篋印塔	南	
		遍照院無縫塔	奥 山 田	
		宇治田原小学校校門	岩 山	
		大道神社本殿(附) 棟札等 8 枚	立 川	
		大宮神社宝篋印塔	荒 木	
		禪定寺五輪塔	禪 定 寺	
		元性院木造薬師如来座像	奥 山 田	
		元性院木造阿弥陀如来座像	〃	
		正法寺木造地藏菩薩半跏像	郷 之 口	
		正法寺木造四天王立像	〃	
	彫刻	山瀧寺木造十一面観音立像	荒 木	
		山瀧寺懸け仏	〃	
		極楽寺木造阿弥陀如来立像	郷 之 口	
		正覚寺木造阿弥陀如来座像	岩 山	
		大道神社木造男神立像	立 川	
		禪定寺木造大威徳明王像	禪 定 寺	
		長福寺阿弥陀如来立像	湯 屋 谷	
		書跡	龍雲寺大般若経	南
			天神社大般若経	奥 山 田
		民俗文化財	永谷宗円生家焙炉跡	湯 屋 谷
	史跡、名勝	信西入道塚	立 川	
		大滝及び周辺の自然景観	湯 屋 谷	
	天然記念物	清水家のカヤ	岩 山	
		御栗栖神社の大杉	南	
	その他	須恵器横瓶	岩 山	
	町登録文化財	建造物	妙楽寺蕪村句碑	郷 之 口

\* 無形文化財を除く（平成 26 年 3 月現在）

## 32. 施設等の構造等一覧

名 称	所在地	完成年	敷地面積㎡	延床面積㎡	階数	構造
高尾公民館	高尾		264	80.00	1	木造
宇治田原町役場	荒木	S34	2,479.58	1,921.85	3	RC+S
老人福祉センター「やすらぎ荘」	荒木	S51	1,286.41	762.19	1	RC
荒木公民館	荒木		452	132.00	1	木造
荒木コミュニティ消防センター	荒木	H15	105	97.20	2	S
宇治田原町浄水場	郷之口	S47	2,441.03	815.60		
田原小学校	郷之口		11,640	4,579.00		
校舎		H5		2,950.48	3	RC
屋内運動場		H12		1,050.54	1	RC
本館		S41、S56		577.50	2	RC
郷之口会館	郷之口	S55	929	790.87	2	RC
宇治田原町立保育所	郷之口	H14	4,840.46	1,733.86	2	RC
宇治田原浄化センター	郷之口	H12	18,543	2,578.42	3	RC
田原児童育成施設	郷之口	H14	242.40	162.00	1	RC
保健センター	贄田	S60	2,601	619.84	2	RC
南公民館	南	S29	1,035	396.00	2	木造
名村公民館	南			99.00	1	木造
老中公民館	南	H2	443	107.18	1	木造
符作公民館	南			99.00	1	木造
切林公民館	南			10.36	1	木造
銘城台自治会館	銘城台	H8	557	336.10	2	RC
禅定寺会館	禅定寺	H25	604.61	229.51	1	木造
特別養護老人ホーム	禅定寺	H7	8,675	4,572.63	2	RC
禅定寺コミュニティ消防センター	禅定寺	H14	327.63	97.20	2	S
総合文化センター	岩山	H8	5,243.91	4,072.58	3	RC
住民体育館	岩山	S59	5,845	2,699.80	3	RC
トレーニングセンター	岩山	H2			(2)	RC
住民プール		S59	2,534.95	353.38	1	+S
住民グラウンド	岩山	S52	11,927	100.4		
宇治田原小学校	岩山		13,638	4,575.00		
校舎		H8		2,278.13	3	RC
校舎（特別教室棟）		S60		833.43	2	RC
屋内運動場		H10		996.00	1	RC
本館（管理教室棟）		S45		446.50	2	RC
維孝館中学校	岩山		15,004	6,204.00		
屋内運動場		S62		1,002.00	1	RC
クラブハウス				397.00	2	RC
校舎		H17		3,634.00	3	RC
校舎		H17		365.00	2	RC
本館（管理教室棟）		S54		805.94	2	RC
岩山公民館	岩山	S49	979	688.89	3	RC
長山公民館	岩山	S56	288	84.26	1	木造
隠谷集会所	岩山	H6	178	67		木造
商工センター	岩山	H5	1,093.87	328.38	2	S

名 称	所在地	完成年	敷地面積㎡	延床面積㎡	階数	構造
京田辺市消防署宇治田原分署	立川	H4	1,330.98	509.38	2	R C
立川公民館	立川	S11	438	127.00	1	木造
大道寺自治会館	立川	S63			1	木造
平岡公民館	立川				1	木造
糠塚公民館	立川				1	木造
立川防災コミュニティセンター	立川	H11	127.87	99.06	2	S
立川浄水場	立川	H11	1,758.45	164.50	1	R C
林業センター	立川	S54	733	335	2	R C
湯屋谷会館	湯屋谷	S63	776	423.16	2	R C
宇治田原郵便局	湯屋谷	S51	165	103.50	1	木造
奥山田ふれあい交流館	奥山田		2,480	1,426.00		
奥山田ふれあい広場	奥山田	S61	5,081	16.33	1	C B
奥山田会館	奥山田	S55	798	645.69	2	R C
奥山田コミュニティ消防センター	奥山田	H20	141.34	99.04	2	S
奥山田簡易水道浄水場	奥山田	H14	601	44.20	1	R C
学校給食共同調理場	緑苑坂	H14	3,742.05	1,195.12	2	R C
緑苑坂自治会館	緑苑坂	H11	1,001	492.38	2	R C
まるやま交流館	岩山	H16	2,977.70	182.20	1	木造

(平成 27 年 11 月 1 日現在)

その他の町営施設

町営住宅	馬道(S32・S36)、岡之藪(S53・S62)天皇(H8・H10・H12)
------	--



### 33. 危険物貯蔵施設一覧

番号	事業所	設置場所	施設区分	危険物種別	取扱数量(kg)
1	須河車体株式会社	郷之口馬廻り1番地	屋内貯蔵所	第1石油類 第2石油類 第3石油類 第4石油類	2,000 5,000 800 2,000
2	株式会社高山塗装工業	郷之口向井47番地	屋内貯蔵所	第1石油類 第2石油類	864 2,700
3	宇治田原町役場	荒木西出10番地	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,950
4	株式会社レポインターナショナル	立川金井谷1番地52	移動タンク貯蔵所	第2石油類	8,000
				第3石油類	8,000
			製造所	第2石油類	28,000
			屋外タンク貯蔵所	第2石油類	110,000
5	京都やましろ農業協同組合(宇治田原重油基地)	立川宮ノ本22番地	一般取扱所	第3石油類	30,000
6	油音商店	荒木西出2番地	給油取扱所	第1石油類 第2石油類 第3石油類	24,095 6,000 1,800
7	宇治田原町総合文化センター	岩山沼尻46番地の1	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
8	有限会社山新西池(栗林園)	禅定寺松尾65番地1	地下タンク貯蔵所	第3石油類	20,000
9	株式会社タナックス	岩山釜井谷1番地の15	地下タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
10	朋和産業株式会社	岩山釜井谷1番地の25	屋内貯蔵所	第1石油類	19,920
			地下タンク貯蔵所	第1石油類	30,000
			一般取扱所	アルコール類 第1石油類	6,000 4,433
11	株式会社金井工芸鋳造所	岩山釜井谷21番地	屋内タンク貯蔵所	第3石油類	3,000
12	三和サインワークス株式会社	岩山釜井谷1番地の44	屋内貯蔵所	第1石油類	500
				第2石油類	2,430
				第4石油類	100
				アルコール類	90
13	京都やましろ農業協同組合	立川宮ノ本22番地	移動タンク貯蔵所	第2石油類	2,000
			給油取扱所	第1石油類 第2石油類 第3石油類	40,000 30,000 2,000
14	内外カーボンインキ株式会社	立川金井谷19番地の14	屋内貯蔵所	第1石油類	3,132
				アルコール類	180
			屋内貯蔵所	第1石油類	27,600
				アルコール類	1,100
				第2石油類	900
			地下タンク貯蔵所	第1石油類	13,000
				アルコール類	2,000
			地下タンク貯蔵所	第1石油類	35,250
				アルコール類	11,750
			地下タンク貯蔵所	第3石油類	20,000
			一般取扱所	第1石油類	200
			一般取扱所	第1石油類	1,900
一般取扱所	第1石油類	10,000			
一般取扱所	第1石油類	980			

番号	事業所	設置場所	施設区分	危険物種別	取扱数量(kg)
				第2石油類 アルコール類	15 45
15	株式会社フジタ大阪支店	立川塩ヶ谷 19 番地の 36	屋内貯蔵所	第1石油類 第2石油類 第3石油類	80 720 2,600
16	ローヤル工業株式会社	立川塩ヶ谷 16 番地の 14	屋内貯蔵所 一般取扱所	第1石油類 第2石油類 第1石油類 第2石油類	8,000 10,000 1,686 455
17	阪村産業株式会社	立川塩ヶ谷 16 番 5 号	一般取扱所	第2石油類 第3石油類 第4石油類	470 2,181.80 8,407.70
18	TOWA株式会社	立川金井谷 1 番地の 35	一般取扱所	第3石油類 第4石油類	10,758 2,435
19	合同会社西友	立川金井谷 19 番地の 7	地下タンク貯蔵所	第3石油類	20,000
20	株式会社若菜	立川金井谷 19 番地の 6	地下タンク貯蔵所	第3石油類	16,000
21	株式会社黒坂塗装工業所	立川金井谷 19 番地の 16	屋内貯蔵所	第1石油類 第2石油類	1,160 1,340
22	株式会社黒坂塗装工業所第2工場	立川金井谷 19 番地の 33	屋内貯蔵所	第1石油類 第2石油類	975 900
23	共和工業株式会社	立川金井谷 19 番地の 9	屋内貯蔵所	第1石油類 第2石油類 第3石油類	9,612 200 100
24	永和化成工業株式会社	立川金井谷 19 番地の 18	屋内貯蔵所	第1石油類 アルコール類 第2石油類 第3石油類 第4石油類	100 1,000 400 1,000 2,040
25	株式会社レポインターナショナル	立川金井谷 1 番地の 25	製造所 屋外タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	アルコール類 第3石油類 アルコール類 第3石油類 アルコール類 第3石油類	18,100 44,491.05 21,000 110,000 12,500 110,000
26	クラウン工業株式会社	禅定寺松尾 58 番地の 5	屋内貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所	第1石油類 アルコール類 第2石油類 第1石油類 アルコール類	7,852 175 5,000 1,660 25.50
27	株式会社ニチダイ	禅定寺塩谷 14	地下タンク貯蔵所 一般取扱所 一般取扱所	第3石油類 第3石油類 第3石油類 第4石油類	9,700 4,427 179 9,528
28	宇治田原カントリー倶楽部	奥山田長尾 31 番地の 2	給油取扱所 (自家)	第1石油類 第2石油類	5,000 5,000

(平成 27 年 10 月現在)

### 34. 指定給水装置工事事業者一覧

指定工事事業者	住所	電話番号
(有) アクト ムラカミ	宇治田原町	0774-88-2172
アラキ設備	宇治田原町	0774-88-3669
飯川組	宇治田原町	0774-88-2337
(株) イーグルテック	宇治田原町	0774-88-3522
池田設備	宇治田原町	0774-88-3404
上辻ラジオ店	宇治田原町	0774-88-3501
亀井電器商会	宇治田原町	0774-88-2659
(株) KCグリーン	宇治田原町	0774-88-3799
下岡電気商会	宇治田原町	0774-88-3553
信栄電機商会	宇治田原町	0774-88-2556
高山石業	宇治田原町	0774-88-3105
テラニシ	宇治田原町	0774-88-2384
(株) 寺西鉄工所	宇治田原町	0774-88-2158
にしででんき	宇治田原町	0774-88-3354
藤田電機商会	宇治田原町	0774-99-7378
(株) 本田建設	宇治田原町	0774-88-2154
宮本商店	宇治田原町	0774-88-2059
(株) 森本工業所	宇治田原町	0774-88-3804
(株) 大西商店	井手町	0774-82-2056
小藪設備	井手町	0774-99-4771
(有) 柴田ポンプ水道工業所	井手町	0774-82-3072
田中組	井手町	0774-82-4574
(有) 松尾商店	井手町	0774-82-2234
八木工業	井手町	0774-82-4051
(株) アイケー設備工業	宇治市	0774-23-7239
(株) ウチラ	宇治市	0774-43-1141
大川設備	宇治市	0774-23-6275
(有) 太田工業	宇治市	0774-23-9268
奥田建設工業(株)	宇治市	0774-24-0920
共進建設(株)	宇治市	0774-43-0530
(株) グロリー	宇治市	0774-20-1545
(株) 玄工業	宇治市	0774-23-8317
康永工業	宇治市	0774-24-7259
(株) 寿設備工業	宇治市	0774-23-8438
(株) 彩光	宇治市	0774-44-5630
(有) ジーエム工業	宇治市	0774-44-5686
(有) 潮見住器	宇治市	0774-24-0831
(有) 南郷住宅設備	宇治市	0774-21-2310
能勢設備工業	宇治市	0774-21-7774
(株) 藤本工業	宇治市	0774-46-5050
(株) 松岡設備	宇治市	0774-44-2212
(株) 南工業	宇治市	0774-23-9211
山田工業 (株)	宇治市	0774-22-5332
山之内建築	宇治市	0774-20-1193
(株) ウエダ	亀岡市	0771-22-1890
(株) 伊藤組	木津川市	0774-86-3807
(株) アクア木津川支店	木津川市	0774-72-6453

指定工事業業者	住所	電話番号
永栄工業 (株)	木津川市	0774-72-1665
(株) 西脇産業	木津川市	0774-76-7070
前田ポンプ水道工業所	木津川市	0774-86-3071
山岡建設 (株)	木津川市	0774-72-4170
(有)杉本配管	京田辺市	0774-62-0462
(有) 泉伸工業	京田辺市	0774-62-0248
(株)大和建设工業	京田辺市	0774-63-1392
谷村電気商会	京田辺市	0774-62-0502
(株)西堀水道商会	京田辺市	0774-62-4840
(株)村雲商店	京田辺市	0774-62-4374
吉田工業 (株)	京田辺市	0774-63-6316
ウエダ管工業 (株)	京都市	075-611-5127
大橋設備工業	京都市	075-691-6627
(株) 奥谷管工	京都市	075-641-6492
俺達の(株)	京都市	075-204-4498
(株) かつらぎ	京都市	075-811-4111
(株) 京都住設販売	京都市	075-933-8008
(有) ケイ・エス・アイ	京都市	075-502-1125
三興設備 (株)	京都市	075-594-1400
(有) 三洋工業	京都市	075-711-3449
(株) 新下工業	京都市	075-933-8008
大興住設	京都市	075-631-3910
たくみ設備	京都市	075-611-2275
棚橋工業所	京都市	075-622-0565
日新工業 (株)	京都市	075-622-4381
日本設備工業 (株)	京都市	075-632-0247
(株) 巴山組	京都市	075-341-9295
(株) 福田商会	京都市	075-341-9295
伏見管工 (株)	京都市	075-643-2800
祝部設備	京都市	075-551-0880
(有) 三木設備	京都市	075-681-8380
(有) 吉田水道	京都市	075-571-7389
澤野建設	久御山町	075-631-5518
(株)大昇	久御山町	0774-44-8889
A I M建設(株)	城陽市	0774-55-8111
(株)柏木工業所	城陽市	0774-52-1823
北沢産業 (株)	城陽市	0774-52-5111
KK設備	城陽市	0774-52-7806
(有) 城陽環境開発	城陽市	0774-53-9364
(有) 末廣設備工業	城陽市	0774-52-3730
(有) タカラハウジング	城陽市	0774-56-6900
(株) ハヤシ住宅設備	城陽市	0774-53-2407
(株) 原田組	城陽市	0774-52-2614
日高設備工業	城陽市	0774-56-2247
平尾工業	城陽市	0774-52-4154
(株) 福野商店	城陽市	0774-54-0480
(株) 堀井工務店	城陽市	0774-53-3232
もりた設備	城陽市	0774-55-2993

指定工事業業者	住所	電話番号
(株) 洛南設備工業所	城陽市	0774-52-0254
村瀬設備工業所	精華町	0774-94-5115
カネミ設備工業	長岡京市	075-953-3355
(株)北浦工業所	長岡京市	075-951-7351
阪本建設(株)	八幡市	075-981-7859
(株) 城南開発興業	八幡市	075-981-0500
(株) 伸興水道工業	八幡市	075-981-4528
(有) 森川設備	八幡市	075-983-3013
(有) 広伸工業	大津市	077-546-1370
滋賀容器工業(有)	大津市	077-523-1958
(株) tomic	大津市	077-533-6777
(有) 松尾設備	大津市	077-531-0258
(株)イースマイル	大阪市	06-6631-7449
(株)クラシアン	堺市	072-281-6511
内田水道工業(株)	東大阪市	0729-63-2269
交南設備(株)	枚方市	072-858-5571
(株)すいしん設備工業	枚方市	072-894-8555
(株)せいすい設備工業	枚方市	072-859-7761
高嶋設備(株)	枚方市	072-857-4151
日垣水道設備(株)	枚方市	072-848-6661
(有) 大輝設備工業	寝屋川市	072-823-4451
(株)ウノ	西脇市	0795-22-1261

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

### 35. 指定排水設備工事事業者一覧

指定工事店	住所	電話番号
(有) アクト ムラカミ	宇治田原町	0774-88-2172
飯川組	宇治田原町	0774-88-2337
(株) イーグルテック	宇治田原町	0774-88-3522
池田設備	宇治田原町	0774-88-3404
大北建設 (株)	宇治田原町	0774-88-3966
上辻ラジオ店	宇治田原町	0774-88-3501
亀井電器商会	宇治田原町	0774-88-2659
(株)KCグリーン	宇治田原町	0774-88-3799
サンシオミ	宇治田原町	0774-88-4411
下岡電気商会	宇治田原町	0774-88-3553
高山石業	宇治田原町	0774-88-3105
テラニシ	宇治田原町	0774-88-2384
(株) 寺西鉄工所	宇治田原町	0774-88-2158
にしででんき	宇治田原町	0774-88-3354
藤田組	宇治田原町	0774-88-2657
(株) 本田建設	宇治田原町	0774-88-2154
宮本商店	宇治田原町	0774-88-2059
(株) 森本工業所	宇治田原町	0774-88-3804
(株) 巖建設興業	井手町	0774-82-3790
(株) 大西商店	井手町	0774-82-2056
小薮設備	井手町	0774-99-4771
(有) 柴田ポンプ水道工業所	井手町	0774-82-3072
(有) 松尾商店	井手町	0774-82-2234
(株) ウチラ	宇治市	0774-43-1141
(有) 太田工業	宇治市	0774-23-9268
奥田建設工業(株)	宇治市	0774-24-0920
(株) 京南	宇治市	0774-33-3711
康永工業	宇治市	0774-24-7259
(株) 寿設備工業	宇治市	0774-23-8438
(株) 彩光	宇治市	0774-44-5630
(有) ジーエム工業	宇治市	0774-44-5686
(有) 潮見住器	宇治市	0774-24-0831
下村設備	宇治市	0774-33-6693
能勢設備工業	宇治市	0774-21-7774
日垣水道設備(株)	宇治市	0774-28-4161
(株) 藤本工業	宇治市	0774-46-5050
(株) 松岡設備	宇治市	0774-44-2212
(株) 南工業	宇治市	0774-23-9211
山田工業 (株)	宇治市	0774-22-5332
山之内建築	宇治市	0774-20-1193
(株) ウエダ	亀岡市	0771-22-1890
(株)アクア木津川支店	木津川市	0774-72-6453
永栄工業 (株)	木津川市	0774-72-1665
(株) 西脇産業	木津川市	0774-76-7070
前田ポンプ水道工業所	木津川市	0774-86-3071
山岡建設 (株)	木津川市	0774-72-4170
(有) 泉伸工業	京田辺市	0774-62-0248

指定工事店	住所	電話番号
谷村電気商会	京田辺市	0774-62-0502
(株)村雲商店	京田辺市	0774-62-4374
吉田工業 (株)	京田辺市	0774-63-6316
ウエダ管工業 (株)	京都市	075-611-5127
央佳アーキテクト	京都市	075-573-5886
大橋設備工業	京都市	075-691-6627
(株) 奥谷管工	京都市	075-641-6492
俺達の(株)	京都市	075-204-4498
(株) 京都住設販売	京都市	075-933-8008
(株)クラシアン	京都市	075-682-2761
(有) ケイ・エス・アイ	京都市	075-502-1125
三興設備 (株)	京都市	075-594-1400
(有) 三洋工業	京都市	075-711-3449
大興住設	京都市	075-631-3910
たくみ設備	京都市	075-611-2275
棚橋工業所	京都市	075-622-0565
日新工業 (株)	京都市	075-622-4381
日本設備工業 (株)	京都市	075-632-0247
(有) 三木設備	京都市	075-681-8380
(有) 吉田水道	京都市	075-571-7389
A I M建設(株)	城陽市	0774-55-8111
北沢産業 (株)	城陽市	0774-52-5111
(有) 城陽環境開発	城陽市	0774-53-9364
(有) 末廣設備工業	城陽市	0774-52-3730
(株) ハヤシ住宅設備	城陽市	0774-53-2407
(株) 原田組	城陽市	0774-52-2614
平尾工業	城陽市	0774-52-4154
(株) 福野商店	城陽市	0774-54-0480
もりた設備	城陽市	0774-55-2993
(株) 洛南設備工業所	城陽市	0774-52-0254
村瀬設備工業所	精華町	0774-94-5115
(株)北浦工業所	長岡京市	075-951-7351
(株) ジェイアンドジェイ	八幡市	075-981-6150
(株) 城南開発興業	八幡市	075-981-0500
(株) 伸興水道工業	八幡市	075-981-4528

(平成 28 年 3 月 1 日現在)